手形小切手取扱心得 全

印紙貼用心得

法學士元判事　柿崎欽吾補
司法省指定法律學校卒業　和田猛造編

手形小切手取扱心得全
附印紙貼用心得

發賣元　梅原龜七
丸善株式會社書店

325.61 W22t

手形小切手取扱心得目錄

總則

○手形に署名したるもの丶責任……二
○僞造變造したる手形に署名したるもの丶責任……三
○手形に署名したる代理人の責任……六
○手形上の義務を負ふ資格なきもの……七
○手形に付き行爲を爲す場所……十
○手形上の權利を行ふ期限乃ち時効……十一
○小切手に付き權利を行ふ期限乃ち時効……十七
約束手形振出の方法……十九
○約束手形滿期日の事……二十二
他所拂手形に支拂擔當人を定むる書式……二十四
○約束手形種々の形式……二十四
表面記名式、振出人が裏書讓渡を禁ずる書式、裏書人裏書讓渡を禁ずる……二十四

国立国会 29.7.22 図書館

336952

書式、表面無記名式、裏面無記名書式、指圖拂書式、指圖拂裏書書式、確定日附の書式、日附後定期拂書式、表面一覽拂書式、裏面一覽拂書式、一覽後定期拂書式、振出人が一年より短き呈示期間を定むる書式、振出人が呈示を受けたる旨記入の書式……自二十四至三十四

約束手形裏書の事……三十五

○約束手形裏書を爲す方法……三十七

○手形に無擔保裏書及其書式の事……三十八

無擔保裏書書式……

○支拂拒絶證書を作くるべき期限を過ぎ去りたる後裏書を受けたる者の有する手形上の權利……三十九

○約束手形の質入及取立委任の方法及其書式、取立委任の裏書書式、再取立委任質入裏書の書式、再質入裏書を爲す書式……四十

○手形裏書の連續する事……四十二

手形裏書の連續したる書式……四十三

○約束手形の擔保を求むる方法……四十四

擔保を求むる通知書式……四十五

擔保の効力を失ひ又は供託したる金額取戻の事……四十六

○約束手形支拂の事……四十九

支拂請求に付き所持人の注意すべき事……五十

手形に手形金一部支拂を受けたる旨を記入する書式……五十一

支拂を爲すに付き支拂義務者の注意すべき事……五十七

○約束手形償還請求の事……五十八

償還請求の方法……五十九

所持人が償還義務者に對し爲す償還請求通知書式……六十

所持人より償還を求められたるものが更に其前者に對し發する償還請求の通知書式……六十一

○拒絶證書作成免除の事……六十三

手形に振出人が拒絶證書作成免除を記入する書式、裏書人が作成免除を記入する書式……六十六

○償還金額及ひ費用計算方法……六十八
○戻り拂約束手形振出しの方法……七十
戻り拂手形の書式……七十二
○手形金の償還を爲すに付ての心得……七十三
○約束手形保證の事……七十四
手形に保證を爲す方法、振出人の爲めに手形に保證記入を爲す書式手形裏書
人の爲めに保證記入を爲す書式……七十七
○約束手形參加支拂の事……七十八
○手形の謄本及補箋の事……八十二
手形謄本の書式、振出人の爲め補箋を以て手形に保證を爲す書式、
爲めに補箋を以て手形に保證を爲す書式、補箋を以て手形に裏書を爲す書式……八十三 八十五
○拒絶證書作成の事……八十五
◎小切手の事……八十八
○小切手の振出す方法……八十八
小切手の書式……八十九
○小切手の裏書……九十一
○小切手支拂に付き注意すべき事……九十二
○小切手償還請求手續の事……九十三
○小切手に付き拒絶證書作成免除の事……九十五
小切手に支拂拒絶の旨記入せしむる書式……九十六
○銀行にのみ小切手支拂を爲すべしと定むべし……九十七
○小切手上の罰則……九十九
◎印紙貼用心得……百〇一
手形に印紙を貼用すること及ひ他の證書諸帳簿に印紙を貼用すべからざるものと
貼用すべきものと皆區別して此部に掲載せり
◎商法第四編手形法の條文……百〇六

手形小切手取扱心得

法學士元判事柿崎欽吾補
司法省指定法律學校卒業和田猛造編

如何なる法律も法律は元策上の死物なり人ヲ俟て始めて行はるゝものとす乃ち本書は各人か實地に於て取引に差支なき樣手形法の應用と手形の活用とを知らしめんが爲め書式數十を示し且之れに通俗體の解釋を付したるものなり六つケ敷き議論を列ね其當否を辨する如きは本書の趣意にあらず若し夫れ讀むものをして由通入戸一の筌蹄とならば作者の光榮之れに過ぎざるなり

總則

(1)問　手形とは如何

答　手形とは一定の金額を定まりたる場所に於て自ら支拂を爲すか又は第三者をして支拂を爲さしむることを記載したる信用流通の證券である

(2)問　手形の種類を示せ

○手形に署名したるものゝ責任

答　現行手形法上手形の種類に三種あり(一)爲替手形(二)約束手形(三)小切手之れなりそうして本書の目的は右三種の中實地の取引に多數なる約束手形及び小切手の二種に付き説明するのである(商四三四)然れとも本書を熟讀すれば爲替手形取扱方をもたやすく了解することを得へきは勿論のことなりと知るべし

(3)問　手形法とは如何

答　手形法は現行商法の一部にして第四百三十四條より第五百三十七條までに定められたる法律を云ふ

(4)問　手形に署名したるものゝ責任

答　手形に署名したるものは如何なる責任を負ふのであるか

手形なるものは通常信用證書の如く權利義務の關係を證明する道具ではなくて手形其のものを直に權利義務と視るのであつて權利義務と手形とは別々にはなれて存在すべきものと視るのではないのである手形に署名したるものは署名すると同時に權利義務は確定する譯合であるから手形に記載の文句通りに義務を負はねばならぬことになるのである從て手形法に定められたる事柄により故障を申立つる外別に彼れ此れ異議を主張することはできぬものと知る可し學者が手形上の債權債務を證券的債權又は債務と云ふも此の意味より出たる語なり

右は手形に署名したるものゝ責任に付き概念を言ふたのである署名者名々の責任のことは下に於て詳しく説明してあるから就て見るべし

(5)問　僞造又は變造したる手形に署名したるものゝ責任は如何

答　僞造又は變造の手形に署名したるものは手形にても一たび僞造又は變造の手形にても一たび之れに署名したるからにはやはり手形に記載ある文句に從ひ責任を負はねばならぬのである故に署名者は手形の正當なる所持人に對し手形金額の支拂を拒むことはできぬものと知るべし(商四三七)

(6)問　然らば變造前に手形に署名したるものでも變造の金額其他變造の事柄に對し變造後に署名したるものと全く責任を負はねばならぬか

答　否變造前に手形に署名したるものは其變造前の金額其他の事柄に對し責任がありみで變造後の金額其他の事柄に對しては責任なし尤も署名の前後は事實の證明をした上でなければ分らぬ譯であるけれとも商法第四百七十三條に於て變造手形に署名したる者は變造前に署名したるものとの推定を設けられたのであるからそこで變造後に署名したものであるとの反對證明のないかぎりはたとゐ事實は變造後に署名したるものゝ責任

○僞造又は變造手形に署名したるものゝ責任

たものとするも變造前に署名したるものと看做すのである

(7) 問　僞造、變造とは如何

答　僞造とはたとえば他人の氏名を濫用（用井ルコト（トハミダリニ））して虚僞（トハウソイツ）の手形を作るが如き又變造とは手形面の金額百圓とあるを二百圓若くは三百圓とするが如き其他手形面の事項に多少の變更を要するに僞造とは全くありもせぬ事を詐り造くるを言ひ變造とは本來有る事實に多少の變更を加ふるを謂ふ

(8) 問　僞造又は變造であることを知りて手形を受取りたるもの又悪意の受取人にはあらさるも重大なる過失に因り手形を受取りたるものに對しても手形上の債務者は其債務の辨濟をしなくてはならぬか

答　手形の債務者が僞造變造の手形に對しても文句の儘に責任を負はねばならぬと言ふのは必竟手形は限りなく流通する證券であるから吾も人も安心して手形取引のできる樣に其流通を保護する精神より出でたのであるから僞造變造の手形なることを知りて受取りたるもの又は重大なる過失に因りて受取りたるものに對してさへも手形上の債務を盡さねばならぬと言ふときは法律は却て人に悪事を奬むる樣なる譯合になるから如何に署名したればとて此等のものに對してさへも手形上の責任はないのである況んや僞造したるもの又は變造したるものに對しては勿論のことなりと知る可し之れ四百三十七條を設けられたる所以なり要するに四百三十七條規定の趣意は僞造變造の手形であると言ふことを知らすして受取りたるもの又常に注意深き人にても少し位の過失は免ぬがれられぬ譯であるから重大なる過失があるのでなくて僞造變造の手形を受取りたるもの丶權利を保護し流通を安全にする爲めに設定したるものなり故に何人と雖も悪意又は重大なる過失なくして手形を取りたるものに對し其手形の返還を求むることを得ざるものとす（商四四一條）

(9) 問　重大なる過失とは如何

答　重大なる過失なるや否やは全く事に臨み事實に就て判斷する外仕方はない譯である　けれども先づ茲に一例を示せば乞食の如き者より何百圓若くは何千圓と言ふ高額なる手形金の支拂を求めらるゝ場合に於て多少疑しきにも拘はらず其身元をも取り調べすして支拂を爲し又は支拂差止めの通知ありたるにも拘はらず之れを忘れ其支拂を爲したるが如き此等は皆重大なる過失に因りて手形を受取りたるものと視て然るべし

○僞造又は變造したる手形に署名したるもの丶責任

●手形に署名したる代理人の責任

(01)問　手形に署名したる代理人の責任は如何

答　前問にも説明したる如く手形は手形其のものを以て直ちに債權債務と視るのであるから手形に署名したる代理人が本人何某の爲め代理する旨を手形面に表示せざるときは他の手形受取人は本人の何人なるかを知ることのできぬ譯合であるから受取人は其代理人を以て手形上の義務を負ふものと見るの外はない從て代理人は自ら手形上の責任を引受けなくてはならぬのである故に手形面に本人何某の爲めにすることを記載して署名したる場合には代理人に責任なきものと知る可し(商四三六)

(11)問　然らば未成年者の如き能力の欠けたるものが手形を振出し若くは表書を爲したる場合に於て其無能力者の責任及其手形の効力は如何

答　未成年者又は妻の如き無能力者も一定の條件を具ふれば商取引を爲すことができるのであるから從て一定の條件を備ふれば手形上の取引を爲すことができるのである けれども若し此條件を欠きたる場合には手形債務の取消しを請求することを得るものとすそこで手形の署名者中に無能力者あるときは其無能力者が果して手形取引を爲す資格を持つて居るや否やを取調べたる上責任の判斷をしなくてはならぬのである又たとひ無能力者ありて其手形債務を取消したればとて他の能力あるもの、署名あるときは其能力者は手形上の債務を盡さねばならぬものとす故に無能力者ありて手形債務の取消を求めたる場合と雖も手形の効力には少しも關係なきものと知るべし(商四三八)

●手形上の義務を負ふ資格なき者とは如何

(12)問　手形上の義務を負ふ能力乃ち資格なき者

答　能力のことに付ては商法に規定がないから民法の規定に據りて知らねばならぬのである民法第三條以下の定めによれば左に列記のものは手形上の債務を負ふ資格なきものとす

(一)滿二十年に達せざる未成年者

但未成年者とても一種又は數種の營業取引を許されたる場合に於て其營業取引に關しては成年者も同一に看做さるゝのであるから又此營業取引の範圍内にありては手形上の取引をも爲すことを得るものと知るべし尤も商法第五條により未成年者又は妻が商業を營むときは登記をしなくてはならぬのであるから之れと取引を爲さんとするものは登記簿を一覽して商取引を爲す資格あるや否やを取調べ置くを肝要とす

次に一種又は數種の營業を許されざる無能力者と雖も法定代理人乃ち其父又ゝらざるときは其母又は後見人の同意を得たるときは手形上の取引を爲すことができるのである

(二)禁治産者㊟禁治産者とは白痴(ノコトハバカ)癲癇等の如く常に本心を喪ゐる狀況にあるものにして財産を治むることを裁判所の宣告により禁せられたるものを云ふ(宣告とは言渡のこと)民法第九條によれば禁治産者の行爲(コトヲ云フ)は之れを取消すことを得とあるから手形上の債務を負ふ資格なきものと知る可し

(三)準禁治産者㊟準禁治産者は禁治産者の如く未だ本心を喪ゐるまでには至らざるも幾分か本心の耗弱(トハ本心ノニ)なるもの及聾者(トハツン)啞者(ノコト)盲者(ラノコト)(トハメク)及び浪費者(金ヲツカウ人)等を云ふ手形上の義務は殊に嚴格なるものであるから此等の不具なるものをして其債務を負ふ資格なきものと定めたるは至當のことなりとす但此等のものにても補佐人の同意を得たる場合は此限りにあらず(民十一條十二條)

(四)破産の宣告を受けたるもの㊟手形は信用あるもの〻間に流通する證券であると言ふことは既に說明せり故に既に自己の信用を失ひ財産を處分する權利をも有せざる破産者が手形上の債務を負ふ資格なきは勿論のことなりとす

(五)有夫の婦㊟民法に於て有夫の婦を無能力者と定めたる理由は妻を以て夫と同一の能力を有するものとするときは夫婦は常に相衝突し一家の和合を欠き安全を害する譯合もないとは言はれぬからそこで婦を無能力者と爲し常に夫權に和從すべきものと定めたるものなり從て婦か獨立して手形上の債務を負ふ能力なきものとすべきは當然のことなりとす但夫が自ら財産を處理することのたはざるか又は夫の生死分明ならず若くは夫が妻を棄て去りたる場合其他妻が獨立して營業を爲すことを許されたる範圍内に於ては勿論又特に夫の許可を受けて手形上の債務を負ふ場合は此限りにあらずと知る可し(民十四條、十五條)

問(13)手形債務者は如何なる事由を以て債權者に對抗することを得るか

答手形なるものは商法に定められたる方式を履みて發行したる已上は其成立したる原因は何んであろふとも之れを證明する義務はないので只形式を具へたる手形は文句の儘に債務を盡さなくてはならぬのであるそこで又債務者は民法又は商法一般の規定によれば異議を申立つることができる事柄がありても手形編に於て異議を申立つることを許されたる事由でなくては手形上の請求を爲すものに對抗(アラソリコト)することはできぬのである手形編に許されたる事由の一を示せば所持人か支拂拒絶證

書を作らずして裏書人に對し償還を求むる場合に於て裏書人は拒絶證書の作成なきを理由として償還を拒む如きこれ乃ち手形法上許されたる抗辨事由の一例なり

然れども手形上の請求を爲すものとの間に於て直接に對抗することのできる理由あるときは必ず手形法に定めなきときにても故障を申立つることを得るものとすたとゑば甲が乙に對し手形上の請求を爲すにあたり乙は甲に手形を詐取（トハイツハリトラレタルコト）せられたるものなることを主張するが如き其他直接當事者の間には種々の對抗を爲すことができるのである（商四四〇）

(14) 問 ●手形に付き行爲を爲す場所は如何

答 約束手形及び小切手上の行爲を爲す場所は振出人及び小切手の支拂人に對し手形の利害關係人に對して爲すべき行爲たとへば振出人が如き其他手形上爲すべき拒絶證書を作くるにより拒絶證書を作くるべき公證人支拂を求むる如き又支拂を拒まれざるによりすべての行爲は其利害關係人の營業所若し營業所なきときは其住所又は居所に於て爲さねばならぬのである尤も其者等の承諾あるときは其他の場所に於てするも差支なし

又利害關係人の營業所、住所又は居所が知れざるときは拒絶證書を作るべき公證人又は執達吏は其地の官署又は公署（公署とは市町村役場の如きを云ふ）に問合を爲すも若問合を爲すも知れざるときは其役場又は官署若くは公署内に於て拒絶證書を作ることを得可し（商四四二）

(15) 問 手形上の利害關係人とは如何

答 利害關係人とは振出人、裏書人、所持人、保證人、參加人、支拂擔當人、戻り手形の支拂人、及び小切手の支拂人等を云ふ

(16) 問 ●約束手形上の權利を行ふ期限乃ち時效とは如何

答 時效とは此れまでの出訴期限のことにして時日を過ぎ去りたるに因りて權利を得又は行ふべき權利の消滅するを云ふ乃ち過ぎ去りたる年月日時の效力であるそうして已下說明するのは約束手形及び小切手上の權利を手形法に定められたる期限内に行はざるにより其權利が消滅することに付き場合を分けて示すのである

(17) 問 所持人は如何なる期限内に手形上の權利を行はざれば其權利は消滅するか（消滅トハキエテナクナルコト）

答 左に項を分ちて說明すべし

○手形に付き行爲を爲す場所及手形上の權利を行ふ期限

(一)約束手形の振出人に對し請求すべき手形上の權利は支拂期日の滿ちたる日より三年を過ぐれば消滅するものとす但他所拂の約束手形に支拂擔當人を定めたるとき又は戻り拂約束手形なるときは其支拂擔當人又は支拂人に對し(戻り拂約束手形には支拂人あり)支拂拒絶證書を作りたる日の翌日より六ヶ月を過ぎれば振出人に對しても手形上の權利は消滅するのである其譯は元來約束手形の振出人は手形を振出すと同時に自ら支拂人の位置に立つのであるけれども他所拂約束手形に支拂擔當人を定めたるとき又戻り拂約束手形なるときは振出人の外別に支拂人があるのであるから此場合には約束手形の振出人又は爲替手形の振出人又は約束手形の裏書人等と仝しく支拂を爲す義務者ではなくして償還を爲す義務者の位置に立つ譯になるからそこで一般償還義務者に付て定められたる六ヶ月と言ふ權利行使の期限を右の振出人に對しても適用することゝなるのである尤も此点には多少議論あることゝ知るべし(商四四三)

(二)右の如く所持人は約束手形の振出人に對しては三年と六ヶ月との區別に從ひ此の期間内に手形上の權利を行はさるときは其權利は消滅するのであるけれども元來約束手形の振出人は支拂を爲さねばならぬ主たる義務を負ひなから僅に短き期間を過ぎ去りたればとて之れが爲めに不當の利益を得せしむる譯はないのであるそこで振出人に對しては右の期限を過たる後又は手形に付いて爲すべき手續を怠りたるとき(手形に付き手續を怠るとはたとえば他所拂の手形に支拂擔當人ある場合に若し其擔當人が支拂を拒みたるときは振出人の爲め其擔當人に對し拒絶證書を作らしめざるときを云ふ)にても振出人が爲めに利得してはならぬのに其拒絶證書を作らしめざる如きを云ふ)にても振出人が爲めに利得したる丈のものに對しては商法第二百八十五條の規定により五ヶ年間は手形上の償還を求むることかできるものと知る可し

(三)所持人が裏書人に對し償還乃ち拂戻しを求むる權利は振出人に對し又他所拂の約束手形なるときは支拂擔當人に對し支拂拒絶證書を作らしめたるときより六ヶ月間

(四)裏書人が更に又其前者に對し償還を求むる權利は自分が拂戻しを爲したる日より

六ヶ月間

(五)若し約束手形が一覽拂式なるときは所持人は商法第四百八十二條の規定により日附より一年内に又振出人か一年より短き期間を定めて振出したるときは其短き期間内に手形を振出人に呈示(爲手形ヲ示スコトヲ云フ)して(他所拂手形に支拂擔當人あるときは其支拂擔當人に)支拂を求めなくてはならぬのである若し此期間内に支拂を求めざる

○手形に付き行爲を爲す場所及手形上の權利を行ふ期限　十三

とき又支拂を拒まれたる場合に拒絶證書を作らしめざるときは所持人は自分の前者なる裏書人等に對し償還を求むる權利を失ふのである但振出人に對しては右の一年内若くは之れより短き呈示期間の定めあるときは其期間内に呈示を爲したるときは其日より又呈示を爲さゝるときは一年若くは短き期間の終りの日より起算して滿三年間は勿論たとゑ三年を過ぎ去るとも振出人の受けたる利得丈に對しては商法第二百八十五條及四百四十四條の規定により五年間手形上の權利を行ふことを得るものとす又所持人が支拂を求むる爲め手形を呈示し其支拂を拒まれたるにより振出人に對し拒絶證書を作らしめたるときは其日より六ヶ月間は自分の前者なる裏書人等に對し他所拂一覽式の手形に支拂擔當人の定めあるときは其支拂擔當人に手形を呈示し支拂を拒まれたるにより拒絶證書を作らしめたるときは其時より裏書人及び振出人等に對し仝しく六ヶ月間手形法第四百四十三條の規定により償還を求むる權利あるものとす其他一覽式手形に付き已下に書式を示し說明してあるから照合して見るべし

(六)一覽後定期拂約束手形の所持人は振出人又は他所拂式手形なるときは其支拂擔當人に其手形を一覽乃ち呈示したる後支拂期日か定まるのであるから支拂を受けんとするには先づ其手形を呈示して置かなくてはならぬのであるそうして呈示するには前の一覽拂手形に於て說明したると同じく振出の日附より手形法第五百二十七條の規定により一年内若くは振出人の定めたる之れより短き期間あるときは其短き期間内なりとす若し此の期間内に呈示を爲さゞるか又は呈示を爲したるも振出人が呈示を受けたる旨を手形に記入することを拒みたる場合に於て拒絶證書により呈示を爲したることを證明せさるときは所持人は振出人を除き自分の前者なる裏書人等に對しては手形上の權利を失ふのである

然れども振出人に對しては呈示を爲さゞる場合に於ては一年若くは振出人の定めたる之れより短き期間あるときは其期間の終りの日を以て呈示の日と看做すのであるから其終りの日より起算して三年又商法（第四百四十四 第二百八十五）條の規定によれば振出人の利得したるだけのものに付きて三年を過ぎ去りたる後乃ち右期間の終りより五年間は償還請求權を行ふことができるのである

又振出人が呈示を受けたるにも係はらず其呈示を受けたる旨を手形に記入することを拒みたるにより所持人が拒絶證書を作成せしめたるときは仝しく其作成の日を以て手示の日と看做すのであるあら此場合には其作成の日より振出人に對しては三年

○手形に付き行爲を爲す場所及手形上の權利を行ふ期限

間又所持人の前者なる裏書人に對しては六ケ月間又償還を爲したる裏書人は更に自分の前者なる裏書人に對し右償還を爲したる日より六ケ月間償還請求權を行ふことを得るものとす

又振出人が呈示を受けたる旨を手形に記入したるときは其日より支拂期日の到來を待ち支拂を求め若し其支拂を拒まれたるときは支拂拒絕證書を作くるべし此の場合に於ては其拒絕證書作成の日より起算し振出人に對しては三年又裏書人に對しては六ケ月間手形上の權利を行ふことができるのである

已上何れの場合にても約束手形の振出人及爲書手形引受人に對しては此等のものが受けたる利益の限度に於て商法第二百八十五條の規定により五年間償還の請求を爲すことを得るものと知るべし

(七)手形上の爭に付き訴を起し判決ありたるとき又は手形上の債務を別に書面を以て承認せしめたるときは手形催務の性質は變して全く民法上の債務に改まるのであるから此の場合には手形法に定められたる三年又は五年の短き出訴期限法に從ふべきものにあらずして民法第百六十七條の規定により支拂滿期日より十ケ年間訴權あるものと知るべし

(18)問 小切手に付き手形上の權利を行ふ期間は如何

答 左の如し

●小切手上權利を行ふ期間乃ち時効

(一)小切手の所持人は其振出の日附より一週間内に支拂人に呈示して其支拂を求む可し若し此期間内に呈示を爲さゞるときは自分の前者なる裏書人は勿論振出人に對しても償還請求の權利を失ふものと知る可し

(二)右小切手を支拂人に呈示して支拂を拒まれたるときは五百三十四條の規定に從ひ拒絕證書を作くる代りに支拂人をして右一週間内に支拂を拒みたる旨及び其拒みたる年月日を小切手に記入せしめ且署名せしむべし若し支拂人が此記入を爲すことを拒むに於ては已むことを得ぬ譯であるから公證人又は執達吏に依頼して拒絕證書を作成すべしそうして所持人が前段の手續を爲したるときは商法第四百四十三條の規定により其前者なる裏書人及び振出人に對しても拒絕證書を作らしめたるときは其作らしめたる日又支拂人をして支拂を拒みたる旨記入の手續を爲したるときは其記入の日より六ケ月間手形上の權利を行使することができるのである

(三)裏書人か其又前なる裏書人及び振出人等に對しては自分か償還乃ち拂戻を爲したる

日より六ヶ月間手形上の權利を行ふことを得べし注意已上何れの場合と雖も振出人に對しては六ヶ月を過きたる時及び一週間内に爲さねばならぬ手續を爲さゞるときにても振出人か爲めに受けたる利得ある丈に對しては手形法二百八十五條及び四百四十四條の規定により支拂期日より五年間償還を求むる權利あるものと知るべし振出人か爲めに受けたる利得とは假に小切手の支拂人か支拂準備（トハ用意ノコトヲ云フ）の金を振出人に差戻したる場合ありとせよ其差戻されたる用意の金錢は乃ち振出人か爲めに受けたる利得の如きを云ふ詳しきことは已下小切手の部に說明してあるから照合して觀るべし

注意手形上の權利行使の期間は以上に於て說明したる如し然れども只權利行使の期間のみありて其期間の進行を防き止める方法なきときは手形上の債權を持て居るものゝ爲めには實に迷惑なる定め方と言はなくてはならぬのであるそこで民法百四十四條以下に於て時効中斷法なるものを定められたり商法には別に時効中斷に付いての規定はないから手形上の債權行使の期間も亦民法中斷法の規定に因り民事訴訟法の定むる所に從ひ權利行使の期間の進行を中斷することができるのである時効中斷とは進行しつゝある權利行使の期間を中途に於て斷ち切り既に過き去りたる若干の期日を過き去らさる以前と同し位置に取り戻し將に失はんとする權利を保存する方法を定めたのである

然らば如何なる事由によりて既に過き去りたる期日を中斷するかを約して言へは左の數個の方法を以て中斷の事由とするのである

（一）請求　（二）差押、假差押又は假處分　（三）承認

右三個中の一ッに付き手續ありたるときはゆはゆる出訴期限を中斷することができるのである其他詳しなることは民法第百四十四條以下の規定を照し合して見るべし

請求とは裁判上の手續は勿論只口頭催告に至るまで此中に入るのであるけれども口頭催告は果して催告したるや否やに付き爭を生ずる恐れがあるから成るべく執達吏に依頼して催告するを特策と知るべし承認とは債務者か相手方の權利を認むる意思を表示すなを言ふ之れも亦口頭にてすることあり又書面を以てすることあるべし然れども口頭承認は後日爭あるに當り證據を擧くること困難なるにより書面を以て承認せしめ置くことか肝要である

◎約束手形振出し方法

約束手形振出ノ方法

問　約束手形には如何なる事を記載して振出すべきや

答　約束手形は方式を重んずる信用證券であるから之れに署名するものは嚴重なる義務を負はねばならぬので通常の貸借證書の如く略式のものではないのであるそこで別に手形法に於て必ず手形に記載しなくてはならぬ要件を定められたり其記載すべき要件は左の如し

(一)約束手形たることを示すべき文字を掲くること前問說明したる如く手形に署名する者は嚴重なる義務を負はねばならぬのであるから手形たることを明かにし二ッには他人の署名すへ載し一ッは自分か手形上の義務を負ひたることを示すへき文字を記きものにも亦手形上の義務を負はねばならぬと言ふ注意を呼び起さしめんか爲めである

(二)一定の金額を掲くること●手形は流通を圓滿にしなくてはならぬので且手形債權の目的も亦此一定の金額にあるのであるから商品を以て手形に記載するが如きは手形の性質に背き無効の記入とす注意此の一定の金額には制限はないのであるから何程の金額を記入するも差支なし然れども無記名式にて振出だすときは三十圓以上に限る(商四四)

(三)受取人の氏名又は商號を掲くること●受取人の氏名又は其氏名の代りに商號を記載しなくてはならぬのは手形の性質上當然のことなり但無記名式にて振出すときは此限りにあらず又爲替手形の如く支拂人の氏名又は商號を記載するに及ばされは約束手形の振出人は同時に支拂人を兼ぬるからである尤も戻り拂約束手形及他所拂約束手形に此限りにあらずと知るべし

(四)單純なる支拂約束なること●單純なる支拂約束とは手形面に「右之金額何月何日貴殿又は貴殿の指圖人へ御支拂可申候」と記載するが如き無條件にて支拂約束をすることを云ふのである故に右之金額何月何日貴殿又は貴殿の指圖人へ何々の商品引換にとか又は何誰より回金次第御支拂可申とか言ふ樣なる記入は乃ち單純ならざる支拂約束であるから從て手形に此等の記載を爲すも無効と知るべし

(五)振出の年月日を記載すること●振出の年月日を定めて振出したる手形に付ては支拂期日を定むるが如き皆之れ振出の年月日を手形に記載して置かねばならぬ必要と知るべし

(六)一定の滿期日を記載すること●一定の滿期日とは手形の支拂期日を記載するを云ふ

○約束手形振出し方法

(七)振出地を記載すること◉約束手形は別に支拂地の記載なきときは振出地を以て支拂地と爲すのであるから振出地を豫め記載して置く必要がある(商五二六)

(20)問　然らば右七ッの要件を記載せざる手形は無効なるか

答　然り但右七要件中(六)に當る一定の滿期日を記載せざる手形は手形法四百五十一條の規定により一覽の日を以て支拂の滿期日と看做すのであるから之のみは記載せざるも無効のものにはあらずと知るべし(已上は商法四四五の規定による)

(21)問　振出人の自ら署名せざる手形は無効なるか

答　振出人の自ら署名せざる手形は無効である

◉約束手形滿期日の事

(22)問　手形の滿期日とは如何

答　手形の滿期とは左の種類中の一ッに當るものを云ふ(商四五〇)

(一)確定せる日◉確定せる日とは何月何日御支拂可申と記載せるが如き確に支拂期日定まりたる日附を云ふ故に何月內又は何月何日までに御支拂可申と云ふが如きは確定せる支拂期日と言ふことはできぬのであるから此の如き記載はできぬものと知るべし

(二)日附後確定せる期間を經過したる日◉日附後確定せる期間を經過したる日とは振出日附後十日目とか若くは三十日目に御支拂可申と記載する如きを云ふ(之れを日附後定期拂式の約束手形と云ふ)

(三)一覽の日◉一覽の日とは此手形一覽の時御支拂可申と記載する如き乃ち一覽したる日を以て直ちに支拂の滿期日と爲すものを云ふ(之れを一覽拂式約束手形と云ふ)

(四)一覽後確定せる期間を經過したる日◉一覽後確定せる期間を經過したる日とは此手形一覽の日とか又は三十日目に御支拂可申と記載する如きを云ふ(一覽後定期拂式約束手形とは之れを謂ふ)

(23)問　然らば振出人か手形に滿期日を記載せざる場合は如何

答　振出日附を記載せざるときは其手形は無効であるけれども滿期日を記載せざる場合には手形法四百五十一條の規定により一覽の日を以て支拂期日と定め振出したるものと看做すのであるから此場合には手形の效力には關係なし

(24)問　約束手形には支拂地に於ける支拂の場所を記載するも差支なきや

答　差支なし其記載方を示せば右金額は來る何月何日何府縣何市町村番屋數若くは營業所に於て貴殿又は貴殿の指圖人の御支拂可申と記入する如きを云ふ(之れ乃ち他所拂式手形の記載方である)

◉約束手形滿期日の事

(25) 問　約束手形の支拂地が振出人の住所地と異なるときは他人を以て支拂人として手形に記載するも差支なきや

答　差支なし之れを他所拂式約束手形の支拂擔當人と云ふ其書式は左の如し

他所拂手形に支拂擔當人を定むる式

印紙　約束手形

一金何圓也

右の金額來る何月何日何誰殿又は全人指圖人へ御支拂可被下候也

振出人は此處へ支拂地を指定することを得

年月日　住所番地　振出人　何誰

支拂擔當人　住所番地　何誰　殿

之れは指圖式を以て書式を示したるのである若し一覽拂式手形として振出さんとするときは何月何日の處へ御一覽の時と記入すること又無記名式として振出さんとするときは同所へ此手形持參人へ御支拂可被下と記入すればよろしいのである此手形の振出人に對する出訴期限は前十七問を見るべし

(26) 問　約束手形振出の方法は種々あるか

答　然り約束手形の形式を大別すれば(形式とは振出す書式のこと)(甲)記名式(乙)

●約束手形諸種の形式

手形振出及裏書ヲ爲ス種々ノ形式

指圖書式

約束手形

印紙

一金何圓也

右ノ金額一覽ノ時（又ハ何月何日）貴殿又ハ貴殿ノ指圖人ヱ御支拂可申候也

振出人ハ此處ヱ支拂地ヲ指定スルコトヲ得

年月日　住所番地　振出人何誰

何誰殿

二十八頁

指圖式裏書書式

表面之金額御一覽ノ時（又ハ何月何日）何誰又ハ仝人指圖人ヱ御支拂可被下候也

年月日　住所番地　裏書人何誰

……

……

……

……

二十八頁

記名式書式

約束手形

印紙

一金何圓也

右ノ金額何月何日貴殿ニ御支拂可申候也

支拂ノ場所　住所番地　振出人何誰

何誰殿

二十五頁

裏書記名式

表面之金額何月何日何誰殿ヱ（支拂地ニ於テ）御支拂可被下候也

住所番地　裏書人何誰

二十八頁

振出人カ裏書ヲ禁スル書式

約束手形

印紙

一金何圓也

右ノ金額何月何日（又ハ一覽ノ時）貴殿ニ御支拂可申候也

但爾後裏書讓渡ヲ禁ス

支拂ノ場所　住所番地　振出人何誰

何誰殿

二十五頁

無記名書式

約束手形

印紙

一金何圓也

右ノ金額本手形持參人ヱ一覽ノ時（又ハ何月何日）御支拂可申候也

支拂場所　住所番地　振出人何誰

何誰殿

二十七頁

裏書無記名書式

表面之金額御一覽ノ時（又ハ何月何日）殿ヱ（支拂地ニ於テ）御支拂可被下候也

住所番地　裏書人何誰

……

……

……

二十七頁

裏書人カ裏書ヲ禁スル書式

表面之金額何月何日（又ハ一覽ノ時）何誰殿ヱ御支拂可被下候也

但爾後裏書讓渡ヲ禁ス

年月日　住所番地　裏書人何誰

……

……

……

……

二十六頁

確定日附ノ書式

約束手形

印紙

一金何圓也

右ノ金額何月何日貴殿ニ御支拂可申候也

支拂ノ場所　住所番地　振出人何誰

何誰殿

二十九頁

右之外本書中澤山書式ヲ掲ケ應用ヲ示シ一々說明ニ注意セサルトキハ應用ヲ誤テ道ヲ誤ルコトアリ見テ說明シテアルカラ玆ニ若シ書式ナノミ

無記名式(丙)指圖式の三種となる又之れを小別すれば(一)確定日附拂式(二)日附後定期拂式(三)一覽後定期拂式の四種と爲る以下各々其書式に付き場合を分ちて說明すべし其他の書式は問答中必要の個所に至り各々示して置く(甲)記名式として振出すとき●記名式とは下の書式に示しある如く手形金額の受取人を何誰殿に御支拂可申候と言ふ如く手形金額の受取人を限り定めたる書式を云ふそうして此書式を更に又小別すれば手形の表面を記名式とするものと裏書を記名式とするものとの別あり又場合により裏書讓渡を禁する旨を記載する書式及裏書讓渡を禁するにも振出人の禁するものとあり皆其形式を異にせり注意記名式と雖も裏書讓渡を禁する旨の記載なきときは自由に裏書讓渡のできるものと知るべし精しきことは以下裏書の部及び償還請求の部を見るべし

表面記名式書式

印紙	約束手形
一金何圓也	
右ノ金額何月何日貴殿ニ御支拂可申候也	
振出人ハ此處ヱ支拂ノ場所ヲ指定スルコヲ得以下皆仝シ	

裏面を記名式とする場合も亦此れと同樣

印紙	約束手形
一金何圓也	
右ノ金額何月何日貴殿ニ御支拂可申候也	
但爾後裏書讓渡ヲ禁ス	
支拂ノ場所	
住所番地	

此書式は支拂日を確定して振出したる場合に付き示したれども振出すときの約束により一覽後とするも一覽

○約束手形諸種の形式

年月日	住所番地 振出人 何誰 何誰殿

あるから別に式を示さず

書式

年月日	振出人 何誰 何誰殿

後定期拂とするもそれは自由である

裏書人裏書讓渡を禁する書式

表面ノ金額何月何日何誰殿ヱ御支拂可被下候也 但爾後裏書讓渡を禁す 住所番地 年月日 何誰

裏書人も亦四百六十條の規定により自分以後のものに對し裏書讓渡を禁することを得るものとす其書式は上の如し此の如く裏書讓渡を禁せられたるときは其後被裏書人かたとゐ他人ゐ裏書讓渡を爲すとも其裏書は無効である但裏書讓渡を禁したる裏書人は自分の前者及其手形を交付したるものに對し手形上の責任を負ふべきは勿論のことなりとす（以上振出人及び裏書人に對する出訴期限は前(17)問を見るべし）

(乙)無記名式乃ち持參人拂式として振出すとき●此の手形は誰れにても持參したる人に支拂ふべきものにして記名式指圖式の如く手形面に支拂を受くる人を特定せず又豫定もせざるものを云ふ其書式は左の如し

表面無記名書式

約束手形 印紙 一金何圓也 右ノ金額本手形持參人ヱ一覽ノ時御支拂可申候 支拂ノ場所 住所番地 年月日 振出人 何誰 殿

裏書無記名書式

表面ノ金額御一覽ノ時殿ヱ御支拂可被下候 住所番地 年月日 何誰

注意無記名式手形は手形法四百四十九條の規定により三十圓以上のときでなくては振出すことはできぬのである又此書式は一覽拂式にて示したれども其他支拂日を確定するも又一覽後定期拂とするもそれは振出し當時の約束により自由に定むることを得るものと知るべし（手形上の出訴期限は前(17)問其他精しきことは以下を參照すべし）又此書式には裏書を無記名式とすることあり左の如し

此書式を裏書無記名式と云ふ乃ち被裏書人の氏名又は商號を記入すべき所に其氏名又は商號の記載を爲さず白地と爲し置き自分の名をのみ自書し手形を交付すればそれにて讓渡はできるのであるそこで此手形の讓受人は復た爾後誰れにても其手形を交付するのみにて全しく讓渡ができるので又自ら取立てんとするときは勝手に自分の名を書き入れ支拂を求むることを得べし

(丙)指圖式として振出すとき●此手形は記名式の一種なり只純然たる記名式と異なる所は手形金を受取る人を限り定むるのではなくて單に豫定するのである取引上多く行はるゝは此種の手形なり

印紙	約束手形
	一金何圓也
	右ノ金額一覽の時（又は何月何日）貴殿又ハ貴殿ノ指圖人ヱ御支拂可申候也
	支拂場ノ所
	住所番地
年月日	振出人何誰
何誰	

指圖式裏書書式

表面ノ金額御一覽ノ時	
何誰殿又ハ仝人指圖人ヱ御支拂可被下候也	
	住所番地
年月日	何誰

此書式は一覽拂を以て示したれども振出し當時の約束により確定日附拂とするも一覽後定期拂とするもそれは自由である出訴期限のことは前(17)其他詳しきことは裏書の部及償還請求の部に就て見るべし

(一)確定日附式として振出すとき●記名式にても無記名式又は指圖式にても手形面に確定の日附を定めて振出さんとするときは左の書式に據る可し

確定日附の書式

印紙	約束手形
	一金何圓也
	右ノ金額何月何日貴殿ヱ御支拂可申候也
	支拂ノ場所
	住所番地
年月日	振出人何誰
何誰殿	

此書式は記名式にて示したるものなれども無記名式にても指圖式にても確定の支拂期日を記入する方法は仝一である注意手形表面の記載か確定日附式であるのに裏書を一覽式又は一覽後定期拂式又は日附後定期拂式とすることはできぬのである但表面か記名式であつても裏書を無記名式とするのは差支なし(手形法四六一)

(二)日附後定期拂式として振出すとき●此れも亦記名式にても無記名式又は指圖式にても其手形を日附後定まりたる定期拂式として振出すに少しも差支なし其記入書式は左の如し

○約束手形諸種の形式

日附後何日定期拂の書式

印紙　約束手形

一金何々圓也

右ノ金額本手形ノ日附後何十日目ニ貴殿又ハ貴殿ノ指圖人ヱ御支拂可申候也

年月日　振出人　何誰

支拂ノ場所
住所番地

何誰殿

此書式は指圖式を以て示したれども記名式手形にても無記名式手形にても振出日附後定まりたる支拂の期日を記入する方法は皆全一である注意手形表面に日附後定まりたる支拂期日の記入あるときは裏書を一覽式又は一覽後定期拂式とすることはできぬのである但裏書を無記式又は記名式とするは毫も差支なし

(三)一覽拂式として振出すとき　此手形は振出人か一覽したるときか支拂をなさねばならぬものにして手形法四百八十二條の規定により振出すへきものなりとす（他所拂手形に支拂擔當人を定めたるときは其擔當人戻り拂手形なるときは其支拂人か一覽の時に支拂ふへき手形を云ふ）そうして一覽拂式なるときは振出日附より一年内に支拂を求むる爲め其手形を（振出人か擔當人に戻り拂手形なるときは其支拂人に）呈示しなくてはならぬのである但振出人は右一年より短き呈示期間を定めて振出すことを得るものと知べし又記名式無記名又は指圖式何れにても一覽拂式として振出すに差支なし其の書式を示せば左の如し

一覽拂式書式

表

印紙　約束手形

一金何々圓也

右ノ金額一覽ノ時貴殿又ハ貴殿ノ指圖人ヱ御支拂可申候也

支拂ノ場所
住所番地

年月日　何誰

裏面

何誰殿

注意一覽拂手形は一覽せしめたるときか其手形の支拂滿期日であるから其一覽せしめたる日に支拂を拒まれたるときは其日又は其後二日内に拒絕證書を作成しなくては所持人の前者に對する償還請求の權利がなくなるのであるそうして一覽せしむるには日附後一年内又振出人が之れより短き呈示期間を定めたるときは其短き期間内に限るものとす

一覽拂ノ書式

○約束手形諸種の形式

裏面

表面ノ金額御一覽ノ時何誰
殿又ハ同人指圖人ヱ御支拂
可被下候也
住所番地
年月日　裏書人　何　誰

一覽拂手形の裏書讓受人も亦手形法第四百八十二條に定められたる日附より一年内又は振出人か之れより短き呈示期間を定めたるときは其短き期間内に支拂を求むる爲め呈示しなくてはならぬのである（所持人か振出人裏書人に對する出訴期限は前十七問其外詳しきことは已下支拂の部及償還請求の部を見るべし）

（四）一覽後定期拂式約束手形として振出すとき●此手形は前廿九問の（四）に於て說明したる如く一覽のときより十日目とか又は三十日目に支拂ふべしとのことを記載したるものにして手形法第（五百廿七條 五百廿八條）の規定により振出すものとすそうして前一覽拂式に付て陳へたる通り仝しく振出日附より一年内又は振出人が之れより短き呈示期間を定めたるときは其短き期間内に手形を振出人に呈示し振出人をして其呈示を受けたる旨又は其呈示を受けたる日附を約束手形に記載せしむるか或は右呈示を受けたる旨若くは其日附を手形に記入することを振出人か拒みたるときは呈示期間内に拒絕證書を作らしめ正に手形を呈示したることを證明せさるに於ては振出人を除く外所持人の前者に對する手形上の權利を失ふのである此手形の支拂期日は呈示を爲したるときに定まるので呈示を怠たるときは支拂滿期日は何日を過き去るとも到來せぬ譯であるからそこで一年又は振出人の定めたる之れより短き期間と限りてあるのであるから若し其期間の終りに至るまで呈示を爲さゞるときは其期間の終の日を以て呈示したるものと看做し所持人は單に振出人に對してのみ手形上の權利を行ふことができるので自分より前の者に對しては償還請求權はないのである此手形の書式は左の如し

一覽後定期拂手形の書式

印紙
約束手形
一金何々圓也
右之金額一覽後何十日目ニ貴殿又ハ貴殿ノ指圖人ヱ御支拂可申候
支拂ノ場所
住所番地
年月日　振出人　何　誰
何誰殿

一年ヨリ短キ呈示期間ヲ定ムル書式

印紙
約束手形
一金何々圓也
右之金額……
但本手形呈示期間ヲ日附後六ヶ月間ト定ム
支拂ノ場所
住所番地
年月日　振出人　何　誰
何誰殿

注意此手形の呈示期間を六ヶ月と定むるも七ヶ月と定むるも振出人の自由である併一年より已上の期間は定むることはできぬものと知るべし

呈示を受ける旨記入の書式

印紙
約束手形
一金何々圓也
右之金額……
支拂ノ場所
住所番地
年月日　振出人　何　誰
何誰殿
本手形何年何月日呈示ヲ受ケ候
振出人　何　誰

此書式は一覽後定期拂の約束手形に付てのみ適用あるものと知るべしそうして毎々説明する如く此手形は手形を一覽したるときから支拂期日か定まるのであるから振出人に手形を呈示したるときには必づ其手形に此の書式の如く呈示を受けたる旨を記入せしむるか又は振出人が其記入を拒みたるときは一年内又は振出人の定めたる之れより短き期間あるときは其期間内に拒絶證書を作らしめなくては振出人以外の前者に對する手形上の權利を失ふのである

約束手形裏書の事

27) 問　裏書とは如何(謄本及び補箋のことは下に示してある謄本及び補箋の部を見るべし)

答　手形の所持人が其の手形を融通する爲めに手形の裏面又は補箋に爲す記入行爲を云ふ

(28) 問　約束手形は總て裏書に因りて讓渡すことを得るか

答　然り但振出人又は裏書人か裏書讓渡を禁したるときは此限りにあらず前三十三問の書式を視るべし

(29) 問　然らは無記名式手形にても裏書讓渡を爲すことを得るか

答　無記名式手形は只其手形を讓渡さんとすものに渡しさへすればそれのみにて別に何等の手續をも爲さずして讓渡ができるのであるから裏書の如き面倒なる手續はいらぬのである

(30) 問　然らは記名式手形でも勝手に裏書讓渡ができるか

○約束手形裏書の事

裏書讓渡を禁する文字が手形に記載なきときは裏書讓渡は所持人の隨意である（手法四五五）

答 然らば裏書禁止の記載ある手形を更に裏書を爲したるときは如何

(31)問 其裏書は無効である（注意只其裏書のみか無効であつて手形は無効にあらず）

答 然らば其無効は誰れに對して無効であるか

(32)問 振出人が裏書禁止を爲したるときは振出人は其手形の第一受取人已後のものに對して手形上の責任なし又裏書人か裏書禁止を爲したるときは其被裏書人已後のものに對し仝じく手形上の責任なし（手法四六〇）

答 然らば振出人は第一の裏書讓渡を禁することができるか

(33)問 總て手形は振出人が振出したるときの趣意に因りて定まる譯のものであるから右の如き制限も亦有効である（此場合の記入方法は前に二十六問に示し置きたる裏書禁止とある所に「第二已後の裏書を禁ずと」記載すればよろしいのである）

答 然らば振出人が始より裏書を禁せず只裏書人か裏書を禁したる場合に於て所持人が更に裏書を爲したるときは其裏書を受けたるもの及び其後者は振出人に對し手形上の權利を行ふことができるか

(34)問 然り振出人に對しては手形上の權利を行ふことができるのである

答 約束手形の振出人又は裏書人に更に裏書に因りて其手形を己れに讓受くることを得るか

(35)問 然り又更に裏書を爲して他人に之れを讓渡すことも亦できるのである（手法四五六）

答 ●手形裏書を爲す方法

(36)問 約束手形の裏書を爲す方法は如何

答 裏書を爲す方法は前二十六問の書式に示してある通り手形の裏面に爲すのが通常であるけれども又場合によれば其手形の謄本又は其手形に切紙を附し乃ち補箋を以て爲すことも亦できるのであるそうして何れも裏書人自ら署名しなくしてならぬのである其記載方法は前二十六問の書式及已下謄本補箋の部を照合はして見るべし

(37)問 裏書を爲すには記名式又は指圖式に限るか

答 否手形融通の都合により前二十六問無記名式裏書の書式に倣ひ裏書を受くるものゝ氏名又は商號を裏書の文言中に記入せず其場所を空地と爲し誰れでも其手形金を取立てんとするものか勝手に自分の氏名を書き入れ請求することができる樣にして裏書を爲すことができるのである之れを無記名式裏書と云ふ故に無記名式裏書を受け

○手形裏書を爲す方法

たるものは手形を其儘誰れにても交付し又其交付を受けたるものは更に又他人に交付するとも若くは自ら氏名を書入れ取立つるとも自由なりとす（手法四五七）

(38) 問　無擔保裏書とは如何の事

答　手形に無擔保裏書及其書式の事

裏書人が裏書を爲すに當り手形上の責任を負はずとの記載を爲したる故に此記載を爲したる裏書人は自分より以後のものに對しては手形上の責任はないのである

(39) 問　然らば如何なる場合に如此無擔保裏書を爲す必要あるか

答　たとへば甲助なるもの乙吉より期日を定めて或る商品を買取り其代價として自分所持の手形に裏書を爲し之れを引渡したりとせよ然るに乙吉若し約定期日に其商品の引渡を爲さずとせんか甲助未だ約定の商品を受取らざるにもかゝわらず裏書の爲め乙吉又は乙者より更に裏書讓渡を受けたるものに對しては手形上の責を負はなくてはならぬ樣になるからそこで此の如き迷惑を被むるべきものを保護する爲めに右無擔保裏書を爲すことを許したのである斯くすれば甲助は自分の後者乃ち乙吉及乙吉より更に裏書を受けたるものに對しては手形上の責任はないのであるから甲助は只讓渡したる手形を損失するのみにして後者から償還を求められるゝ恐れはないからつまり二重の損害を免がるゝことができるのである之れ乃ち無擔保裏書を許したる所以なりとす無擔保裏書書式は左の如し

無擔保裏書の書式

裏面

表面ノ金額何誰殿又ハ同人指圖人ヱ御仕拂可被下候
但此裏書ニ付手形上ノ責ニ任セズ
住所番地
年月日　裏書人　何誰

注意書式中但書の所に記入すべき文句は只拂者裏書擔保の責に任せずと記載するもよろし又此書式は指圖式を以て示したれども記名式にても無記名式の場合にても同一である

(40) 問　支拂拒絶證書を作くるべき期限を過き去りたる後裏書を受けたる者の有する手形上の權利

答　支拂拒絶證書を作くるべき期限を過ぎたる後に裏書を受けたるものは手形上如何な

○無擔保裏書及其書式

る權利を有するか

答　手形の所持人は支拂の滿期日に支拂を拒まれたるときは其日又は次の二日内に（其日又は次の二日内に日曜日祭日其他一般の營業を休むべき日あるときは其又次の日に於て拒絶證書を作くるも妨なし）拒絶證書を作らしめなくては自分の前者に對し手形上の權利を失ふのである此場合に於ては所持人は振出人に對してのみ第四百四十三條及び第四百四十四條の規定に從ひ手形の滿期日より三年間又は振出人の受けたる利益の限度に於ては商法第二百八十五條の規定により五年間償還を求むる權利のみかあるのであるからそこで支拂拒絶證書を作くるべき期日を過ぎ去りたる後手形の裏書を受けたるものはやはり其裏書を爲したる所持人か振出人に對し有するだけの權利の外手形上の權利はないのである加之ならず裏書を爲したるものも手形上の責任はなきものとす何んとなれば其裏書人は右に述べたる外手形上の權利はないのであるから從てない權利は又他人に讓渡すことはできぬ譯合なるを以てなり（手法四六二）

●約束手形の質入及取立委任の方法及書式の事

(41)問　手形の所持人は裏書によりて其手形の質入又は取立の委任を爲すことができるか

答　然り尤も此の場合には裏書に質入なれば其質入の旨又取立の委任をなさんとするときは仝しく其取立委任の旨を手形に記入しなくてはならぬのである若し右の記入をなさゞるときは純粹なる手形の裏書讓渡をなしたるものと看做さるゝのであるから大に迷惑を被ふむらなくてはならぬ樣になる宜しく注意すべきことなり

(42)問　然らば質入の爲めに裏書を受けたるもの乃ち手形を質に取りたるもの又は取立委任の爲めに裏書を受けたるもの乃ち受任者は更に又質入又は取立委任の裏書を爲すことができるか

答　質入又は取立委任の爲めに裏書を受けたるものは其手形の裏書讓渡を爲すことはできぬけれども同一の目的を以て更に又質入をなさんか爲め又た取立の委任を爲さんが爲めに裏書を爲すは決して差支なし（手法四六二）

(1)
式書の書裏入質

……
……
……
此手形ハ擔保トシテ住所番地何誰殿ヱ質入致候也
住所番地
年月日　質入者　何誰

(2)
式書ス爲チ書裏入質再

此手形ハ住所番地何誰殿ヨリ擔保トシテ受取リタルモノ更ニ又擔保トシテ住所番地何誰殿ヱ質入致候也
住所番地
年月日　再質入者　何誰

此(2)の書式は初め質入の爲め裏書を受けたるものが更に又融通の爲他人ヱ質入裏書を爲す書式である

(1)
式書書裏の任委立取

表面ノ金額住所番地何誰殿ヱ取立ヲ委任候ニ付全人ヱ御支拂可被下候也
住所番地
年月日　委任者　何誰

(2)
式書す爲を任委立取再

表面ノ金額何誰殿ヱ取立ヲ委任候ニ付全人ヱ御支拂可被下候也
住所番地
年月日　委任者　何誰
表面ノ金額何誰殿ヨリ取立委任相受候處更ニ何誰殿ヱ取立ヲ委任候ニ付キ全人ヱ御支拂可被下候也
住所番地
年月日　何誰

此(2)の書式は初めに手形金取立の委任を受けたるものが都合により更に他人に取立委任を爲す書式である

總て裏書なる者は手形上の債權を讓渡すを以て目的とするを常とするのであるからそこで質入の爲め又は手形金取立等の爲めに裏書を爲し他人に渡すときは必づ其質入又は取立の爲め委任裏書を爲したることを手形に記入することを忘れてはならぬそれでないと他人に對しては通常裏書讓渡の効力があるのである

●手形裏書の連續する事

(43)問　手形裏書の連續するとは如何

答　手形の最初の受取人より最後の裏書人に至るまで氏名の間斷なく受授せられたるを云ふたとえば手形の第一裏書人は乃ち其手形の最初の受取人にして第二の裏書人は第一裏書人より正當に裏書を受けたるもの又第三裏書人は第二の裏書人より正當に裏書を受けたるものゝ如き之れを裏書の連續したるものと云ふ若し第一の裏書人は手形を最初に受取りたるもの乃ち正當なる手形の取得者と別人なるとき又第二の裏書人は第一裏書人より裏書を受けたるものにあらずして別人なるときは之れを裏書に間斷あり連續せさるものと云ふ

(44)問　然らば裏書の連續せさる手形所持人の權利は如何

答　手形なるものは一片の小切れ紙か限りなき財產を載せて居る譯であつて然も世間廣

○手形裏書の連續する事

く流通ずるのであるから盜み取られ易く又紛失もしやすく從て詐欺取財の取次物と爲る類例は世上澤山あるのであるからそこで裏書の連續せさる手形は盜取者又は取遺者等の手により裏書發行したるものと見る外はないのである故に其手形の所持人は手形法第四百六十四條の準用により手形上の權利を行ふことはできぬ譯になるのである左に裏書の間斷なく連續したる書式を示す

裏書の連續したる手形表面の形式

印紙　約束手形
一金何圓也
右之金額一覽ノ時貴殿
又ハ貴殿ノ指圖人ヱ御
仕拂可申候也
支拂ノ場所
住所番地
年月日　振出人　何　誰
住所番地
市山二郎殿

此書式は裏書の間斷なく連續したる書式を示す一爲め一覽拂指圖式を以て表面の書式を示したるものと知るべし

裏書の連續したる形式

表面ノ金額二山三郎殿
又ハ仝人指圖人ヱ御一
覽ノ時御仕拂可被下候
也
年月日　住所番地　市山二郎
表面ノ金額三山四郎殿
又ハ仝人指圖人ヱ御一
覽ノ時御支拂可被下候
也
年月日　住所番地　二山三郎
表面之金額四山五郎殿
又ハ仝人指圖人ヱ御一
覽ノ時御支拂可被下候
也
年月日　住所番地　三山四郎

此の書式の如く市山二郎より三山四郎に至るまで正當に受授せられたるを間斷なく連續したるの裏書と云ふ但前(92)問に示したる如き無記名裏書の場合には誰にでも手形を渡しさえすれば夫で讓渡はできるので在から裏書の連續したるや否やの問題はないのである

日附後定期拂書式

約束手形

印紙

一金何圓也

右ノ金額本手形振出日附後何日目ニ貴殿又ハ貴殿ノ指圖人ヱ御支拂可申候也

年月日　支拂ノ場所　住所番地　振出人何誰

何誰殿

三十頁

無擔保裏書書式

表面之金額何誰殿又ハ仝人指圖人ヱ御仕拂可被下候也

但此ノ裏書ニ付キ手形上ノ責メニ任セズ

年月日　住所番地　何誰

三十九頁

取立委任ノ裏書式

表面之金額何ノ誰殿ヱ（此處ヱ何誰ノ住所番地ヲ記入スルモヨシ）取立ヲ委任候ニ付キ仝人ヱ御支拂可被下候也

年月日　住所番地　委任者何誰

四十二頁

一覽拂ノ書式

約束手形

印紙

一金何圓也

右ノ金額一覽ノ時貴殿又ハ貴殿ノ指圖人ヱ御支拂可申候也

年月日　支拂ノ場所　住所番地　振出人何誰

何誰殿

三十一頁

質入ノ爲ニスル裏書式

……

……

……

……

此手形ハ擔保トシテ何府何市何町何番地何誰殿ヱ質入候也

年月日　住所番地　質入者何誰

四十二頁

振出人カ拒證作成免除記入式

約束手形

印紙

一金何圓也

右ノ金額御一覽ノ時何誰殿又ハ仝人指圖人ヱ御支拂可被下候也但拒者ニ對シ拒絶證書作成ヲ免除ス

年月日　支拂ノ場所　住所番地　振出人何誰

支拂擔當人何誰殿

六十六頁

一覽後定期拂ノ書式

約束手形

印紙

一金何圓也

右ノ金額一覽後何日目ニ貴殿又ハ貴殿ノ指圖人ヱ御支拂可申候也

年月日　支拂ノ場所　住所番地　振出人何誰

何誰殿

三十三頁

再質入ノ爲ニスル裏書式

此手形ハ擔保トシテ何府市町村何番地何誰殿ヱ質入致候也

年月日　質入者何誰

此手形ハ何府何市町村何番地何誰殿ヨリ擔保トシテ受取リタルモノ更ニ又何府市町村何番地何誰殿ヱ擔保トシテ質入致候也

年月日　住所番地　再質入者何誰

四十二頁

裏書人カ拒證ノ作成免除記入式

表面之金額御一覽ノ時何誰又ハ仝人指圖人ヱ御支拂可被下候也

但拒者ニ對シ拒絶證書作成ヲ免除ス

年月日　住所番地　何誰

六十六頁

右之外澤山本書中ニ書式ヲ掲ケ照用ヲ示シ且悉ク說明シテアルカラ就テ見ラルベシ若シ說明ニ注意セスシテ應用其道ヲ誤ル如キハ著者ノ責任ニアラサルナリ

●約束手形上の擔保を求むる方法

(45)問　約束手形の振出人が破産の宣告を受けたるときは所持人は如何にするか

答　此場合には手形の支拂滿期日に至り支拂を受くることができぬ危險があるからそれを防く爲め所持人は振出人に對し豫め支拂を受くるに相當する保證を求むることを得るのである之れを擔保の請求と云ふ(手法四八〇)

(46)問　然らば若し振出人が相當の擔保を差入れざるときは如何にするか

答　此の場合には所持人は振出人か擔保の求に應せざるに付ての拒絶證書を作らしめ自己の前者なる裏書人若くは保證人あるときは其者等の中尤も支拂資力の確實なるものに對し全しく擔保差入れの請求を爲すべし但此場合には擔保を求めんとするものに對し擔保を求めんとする旨の通知を發することが肝要である此通知に付ては別に通知するに付ての期間の定めはないけれども只怠りなく速に發しなくてはならぬものと知るべし(手法四八〇)

(47)問　右の通知を爲す手續は如何

答　此通知を爲すに付き一定の手續はないのであるから自ら擔保を求むる旨の書面を認めこれを發送するも又執達吏に依頼し通知を發するも自由である只後日通知を發したる

りとの證據を手許に存し置くことが肝要であるから輸達吏に依り通知することが何より確である

●擔保を求むる通知書式

此書式に付ても別に一定の式がある譯ではないけれども擔保を求めらるゝものか如何なる約束手形に付擔保を求めらるゝのであるかを明かにしなくてはならぬからそこで其通知書には先づ其約束手形の表面に記載しある事は勿論裏面に至るまで一々漏れなく寫取りたる上次に振出人何誰か破産宣告を受けたるにより拙者より擔保を求めたるも終に其求めに應せず仍て擔保拒絶證書を作成し貴殿に對し更に擔保請求致候に付き至急擔保提供(トハ差入)相成度此段御通知申上候也と次に自分の住所番地年月日氏名及び擔保を求めらるゝものゝ氏名住所を記入すること例の如し(擔保拒絶證書は輸達吏の作くるべきものであるから茲に式を示さず)

(48)問 擔保提供(レノ)を求められたる者は其差入れを拒むことを得るか

答 決して拒むことはできぬのであるから直ちに其求めに應し拒絶證書と引換に擔保を差入れなくてはならぬのである但所持人が若し右の手續を怠りたるときは其前者は擔保差入れを拒むことを得べきは勿論のことなりとす

(49)問 一人の裏書人か擔保を差入れたるときは擔保を求めたる者以外の後者は再たび全一の裏書人に對し擔保を求むることあたはざるか

答 然り只全一の裏書人に對するのみならず前者たる他の裏書人等に對しても擔保を求むることはできぬのである何んとなれば手形法第四百七十八條に前者か擔保を差入れ又は供託を爲したるときは擔保を求めたるものゝみならず總ての後者の爲めに且其後者全員に對して爲したるものと同樣に看做されたるによりそこで後者全員は再たび前者に對し擔保の求めを爲すことはできぬのである若し此の如くするにあらざれば擔保を差入れたるものは二重の義務を負はねばならぬ樣になるからである

(50)問 一人が擔保差入れの通知をすれば其通知を受くる後者全員も亦其通知の利益を受くるか

答 然り通知を受くるものゝ後者全員は一々通知の手續をなさなくても通知したると全一に看做さるゝのである(手法四七八)

(51)問 然らば擔保差入れを求められたる裏書人は更に又自分の前者なる裏書人保證人等に對し擔保差入れを求むることを得るか

答 然り手形法の上から裏書人と裏書を受けたるものとの關係を謂へは裏書人は恰も振

○擔保を求むる通知書式

出人の如く裏書を受けたるものに對し債務を盡さねばならぬのであるから裏書人が自分より後のものから擔保を求むる通知を受けたるときは更に又自分より前のものに對し擔保を差入れ呉れよとの請求を爲すことを得るは當然の譯合なり（手法四七六）

(52) 問　擔保は如何なる金額に付き請求することを得るや

答　手形面の金額及拒絶證書作成及び擔保通知に要したる費用等に付き擔保を求むることを得可し

(53) 問　擔保を求むるには手形の支拂滿期以內にても爲すを得るや

答　擔保を求むるは必竟支拂期日に支拂を受くることができぬ危險があるからそれを豫め防ぐ爲めに求むる譯合なるにより支拂期日の到來せさる內請求することを得るものと知るべし

(54) 問　差入るべき擔保には制限あるか

答　制限なし故に有價證券は勿論金錢又は保證人を用ゆるも差支なし只金錢を以てするときは之れを供託と云ふ供託は別に供託法なるものがあるから其規定に從ひて供託しなくてはならぬのである

(55) 問　擔保の效力を失ひ又は供託したる金額の取戻の事

答　左の如し（手法四七九四八一）

(一)振出人が擔保の差入れを拒みたるにより所持人は前53問已下の手續を爲し自己以前のものより擔保差入れを受けたる場合に於て後日振出人が更に相當の擔保を差入れたるときは前者の差入れたる擔保は其效力を失ひ若し其物か金錢なるときは之れを取戻すことを得るものとす

(二)手形の支拂期日に於て振出人が手形金額及び費用の支拂を爲したるときは既に差入れたる擔保は全じく效力を失ふべきは當然のことなりとす但振出人が擔保を差入れたる場合に於て裏書人等より金額の償還を爲したるときには振出人の擔保は決して效力を失ふべきものではないのである乃ち償還を爲したるものは其擔保を利用することを得るものと知るべし

(三)擔保を供へ若くは金額を供託したるもの又は此等の者より前にある者が償還を爲したるときは從て擔保も亦消滅すべきものとす但此等の者より後にあるものか償還を爲したるときは前者は後者に對しては振出人と全じく手形上の債務かあるから從て

●擔保の效力を失ひ又は供託したる金額取戻の事

此後者は前者に對して擔保を求むる權利を有するものなり故に此場合には前者の擔保は効力を失ふべきものにあらず又供託したる金額は取戻すことはできぬものと知るべし

(四)手形上の權利が時効又は手續を欠きたるによりて消滅したるときは（前三十三問を見るべし）從て擔保も亦効力を失ふべきは勿論のことなりとす

(五)擔保を差入れ又は金額の供託を爲したる者が手形の支拂滿期日より一年内に償還の請求を受けざりしときは擔保も亦効力を失ふのである元來擔保を求むる必要は支拂期日に支拂のできぬ危險があるによりそれを避くる用意の爲にするのであるから所持人は滿期日になれば支拂の請求を爲し其支拂を拒まれたるときは卽日又は其後二日内に支拂拒絶證書を作らしめ且償還請求の通知を爲さねばならぬのである然るに滿期日より一年を過ぎ去るも猶償還請求を爲さゞるは最早や所持人は手形上の權利を抛棄（ルコトトハステ）したるものと看做すの外なし之れ手形法第四百七十九條第五號のある所以なりとす（已上ハ手法四八一、四七九）宜しく注意すべき点なり

約束手形ノ支拂ノ事

(56)問 手形の支拂義務と償還義務とは區別あるか

答 然り支拂とは手形上の主たる義務者乃ち約束手形の振出人に對し拂渡しを請求する如きを云ふ（尤も他所拂手形に支拂擔當人を定めたるときは振出人も亦支拂義務者でなくて償還義務者である爲替手形の振出人も亦然り）又主たる義務者でなくて手形上擔保の責に任するもの乃ち裏書人等に對し拂戻しを請求する之れを償還と云ふ（尤も振出人の爲めにする保證人あるときは其保證人はやはり支拂義務の責に任じなくてはならぬのである）

(57)問 總て手形は支拂の滿期日に請求しなくては手形上の權利を失ふか

答 左の如く區別して說明すべし（手法四四三、四四四）

(一)振出人に對してはたとへ支拂滿期日に支拂請求をしなくても又支拂を拒まれたるより拒絶證書を作らなくても前十七問中に示し置きたる區別に從ひ滿期日より三年又は場合により五年間は手形上の權利を行ふことを得るものとす但小切手に付ては前十八問を見るべし（尤も他所拂手形に支拂擔當人を定めたるときは其擔當人に對し又戻り拂約束手形を振出したるときは其支拂人に對し支拂を求め若し其支拂を拒まれ

●支拂請求に付所持人の注意すべき事

○支拂請求に付所持人の注意すべき事

たるときは支拂拒絕證書を作くらしめなくては振出人に對しても償還請求の權利を失ふのである併茲には大に議論のある所と知るべし

(二)裏書人等に對しては支拂滿期日に於て振出人に其支拂を請求すること及び其支拂を拒まれたるときは其日又は次の二日內に於て支拂拒絕證書を作成し其翌日までに償還請求の通知を發するにあらざれば手形上の權利を失ふのである此点に付き一覽式及一覽後定期拂式約束手形に於て特に說明を要することがあるから之れより引き續き示すべし

(58)問 一覽拂式の約束手形の支拂滿期日は如何

答 前三十三問中の書式に於て示したる通り一覽拂手形は支拂義務者に一覽せしめたる時又呈示せざるときは期間の終りが滿期日であるそうして一覽せしむるには手形法第四百八十二條の規定により振出日附より一年內に於てしなくてはならぬのである尤も振出人は一年より短く其期間を定むることを得るものと知るべし乃ち之れを一覽式手形の呈示期間と云ふ

(59)問 若し右の期間內に所持人が手形を支拂義務者（支拂義務者とは約束手形の振出人、支拂擔當人戻り拂手形の支拂人等の如きを云ふ）に呈示し支拂を拒まれたるときは如何にするか

答 所持人呈示を爲し支拂を拒まれたるときは公證人又は執達吏に依頼し拒絕證書を作らしめ其呈示を爲したることを證明しなくてはならぬのである若し此手續を怠たるときは自分の前者なる償還義務者に對して手形上の權利を失ふのである（償還義務者の重なるものは裏書人である振出人も亦他所拂手形に支拂擔當人を定めたるとき及戻り拂手形なるときは償還義務者の位置に立つのである）（手法四八二）振出人及び裏書人に對する出訴期限のことは前(17)問を又一覽拂手形の書式は前(26)問を見るべし

(60)問 然らば所持人が前問の期限內に其手形を丸て呈示せざるときは如何

答 所持人は償還義務者乃ち裏書人等に對しては最早や手形上の權利を行ふことはできぬのである尤も振出人に對しては前(17)問に示したる區別に從ひ三年若くは五年の期間內手形上の權利を行ふことができるのである（注意此の振出人は支拂義務者の位置に立つ場合の振出人に付て言ふたのであるそうして振出人か償還義務者の位置にあるは前にも陳たる如く他所拂手形に支拂擔當人を定めたるとき及戻り拂手形の場合なりと知るべし）

○支拂請求に付所持人の注意すへき事

(61)問　一覽後定期拂手形とは如何

答　前(26)問(四)の書式に付き説明したる通り支拂義務者に對し手形を一覽せしめ其時から十日目とか廿日目とか謂ふ如き支拂期日を定めたるものを云ふ故に此手形の所持人は支拂を受けんとするまでに必ず一覽せしむる爲め呈示せさるへからす(支拂其日はいつまでも定まらぬ譯になるのである)

(62)問　然らば其呈示は何時までにすればよいか

答　手形法第五百二十八條の規定により振出日附より一年内尤も振出人は之れより短き呈示期間を定むることができるのであるから若し振出人が短き期間を定めたるときは其の短き期間内に於て一覽せしむる爲め呈示しなくてはならぬものと知るべし(呈示ヲ手形ニ)

(63)問　所持人は右の期間内に呈示したるときは如何なる手續をすればよいか(前(26)問の書式を見るべし)

答　前(26)問の書式を見るべし

前問説明したる如く此手形は一覽したる時より支拂期日が定まるのであるから其一覽せしめたること乃ち呈示したりとの證據を取り置かなくてはならぬのであるからそこで所持人が振出人に對し呈示したる場合に於ては其振出人をして呈示を受けたる旨又は呈示したる日附を手形に記載せしむべし之れ第一の手續なり

(64)問　若し振出人か呈示を受けたる旨又は呈示の日附を手形に記載せしむべし之れ第一の手續なり

答　此場合には所持人は公證人又は執達吏に依頼して拒絶證書を作らしむべし之れ第二の手續なり(手法五二八)

(65)問　右第一第二の手續を終りたるときは支拂期日は何時より起算するか

答　第一手續に付き振出人に呈示を受けたる旨又は呈示の日附を記載せしめたる時又第二の手續に付ては拒絶證書作成せしめたるときを以て呈示の日と定め之れより支拂期日を起算するのである(注意第二の手續により拒絶證書を作らしむるには呈示期間内に於てすればよろしいのである)(手法五二八)

(67)問　然らば振出人にあらずして支拂擔當人又は裏書手形の支拂人に對し呈示したるときは所持人は如何にするか

答　前問第一第二の手續は此の場合にもしなくてはならぬものと知るべし但此場合に作くる拒絶證書作成の期間は呈示を拒まれたる日又は其後二日内とす(同五二七)支拂期日を起算するにも前問に説明したると同一なり

○支拂請求に付所持人の注意すへき事

(68)問　振出人に對すると支拂擔當人又は戻り拂手形の支拂人に對するとを問はず前問の手續を怠りたるときは如何

答　所持人は自分の前者なる裏書人及び其保證人等に對し手形上の權利を失ふのである但振出人に對しては前(17)問中に示し置きたる區別に從ひ支拂滿期日より三年又は五年の間手形上の權利を行ふことができるのである

(69)問　然らば所持人か前問の手續をせぬ場合に於て振出人に對しては何時を以て呈示の日と見て支拂期日を起算するか

答　それは手形法第五百二十七條に定められたる一年又は振出人が之れより短き呈示期間を定めたるときは其短き期間の終りの日を以て手形を呈示したる日と看做し此時より支拂滿期日を起算し又其支拂滿期日より三年又は五年の出訴期限を計算する譯になるのである(手法五二八)呈示を記入せしむる書式は前(26)問の書式を見るべし

(70)問　支拂義務者か手形金額中一部の支拂を爲さんとするときは所持人は全部の支拂にあらざるとの理由を以て之れを拒むことを得るか

答　否所持人は一部の支拂にても拒むことはできぬのである其譯は裏書人等に對し償還を求むる場合に於て所持人か振出人等の一部支拂を拒みたるにより爲めに裏書人は全部の拂戻をしなくてはならぬ樣になり且所持人も亦場合により損害を被むらねばならぬ結果に立至るからである(手法四八四)

(71)問　然らば一部の支拂を受けんとするとき所持人の爲す手續は如何

答　一部支拂のありたるときは未だ全部の支拂ではないのであるから約束手形を引渡す譯にはならぬのであるそこで所持人は手形の裏面に一部支拂を受けたる旨を記入し其手形は全部支拂を受くるまで之を自分の手元に留め置別に其手形の謄本(トハウツシノコト)を作り之れに自分の氏名及び年月日を記入したる上交付すべし一部受取記入の書式は左の如し

手形金一部支拂を記入する式

表面ノ金額何誰殿ヱ御支拂可被下候也	
年月日	住所番地　何誰
表面之金額之內何圓正ニ領收候也	
年月日	住所番地　何誰

此書式は記名裏書手形を以て示したれども其他指圖式裏書にても無記名裏書でも一部受取記入方は同一である

謄本のことは已下謄本及び補箋の部に別に示してあるから就て見るべし

○支拂請求に付所持人の注意すへき事

(72)問　一部の支拂を受けたる場合に於て殘部の金額に對し拒絶證書を作らなくてもよろしいか

答　殘部の金額に付き其手形に償還義務者あるときは支拂義務者に對しても拒絶證書を作成しなくてはならぬのである（常に多く行はるゝ約束手形に付て償還義務者とは裏書人を言ひ支拂義務者とは振出人を云ふ支拂擔當人あるとき又は戻り拂手形なるときは振出人も亦償還義務者であるから此所宜しく注意すべし）

●支拂を爲すに付き支拂義務者の注意すべきこと

(73)問　支拂義務者（約束手形にては其振出人）は手形と引換ねにあらざれば全部金の支拂を爲す義務なきや

答　然り手形上の債權は手形と共に發生し又共に消滅する譯合であるからそこで全部支拂の場合には手形を引渡すにあらざれば又支拂を爲す義務もないのである（商四八三）

(74)問　然らば手形を引振しさえすれば所持人は其手形に全部受取りの旨を記入するに及ばざるか

答　それは支拂義務者なる振出人等の意思に因りて定まる譯で所持人は全部受取りの旨記入の求を受けたるときは拒むことはできぬものとす記入の書式は前問に示した一部受取記入の書式と同樣と知るべし（手法四八三）

約束手形金額支拂の請求なきときは又は手形上の手續を怠りたるときにても支拂所持人は出訴期限の過き去りたること又は手形上の手續を怠りたるときにても支拂義務者なる振出人等に對しては第四百四十四條の規定により振出人が爲めに受けたる利得の限度に於ては償還請求の權利があるのであるからそこで振出人は支拂期日に支拂請求がなければとても早く支拂を爲し手形上の債務を免ぬかるゝ樣にすれば自分の信用を增すのみならずむしろ紛失若くは盜難或は火災等の危難を避くる利益あるべし故に自ら進んで支拂を爲すか或は受取人の明ならさるときは手形面の金額を金庫に供託するかの手續を爲し早く手形上の關係を消滅する樣取計ふを特策と知るべし供託のことに付きては別に供託なる法律があるから其規定に從ひ供託をしなくてはならぬのである

約束手形償還請求ノ事

(78)問　償還請求とは如何

○約束手形償還請求の事

答　支拂義務者が支拂滿期日に支拂を爲さゞるにより自分の前者なる償還義務者に對し手形金額及び費用の拂戻しを求むるを云ふたとへば振出人が期日に支拂を爲さゞるが爲め所持人は自分の前者なる裏書人に對し拂戻しを請求する如き之れなり

(79) 問　然らば振出人は手形の支拂期日には自ら進んで支拂を爲す義務あるか

答　否振出人は此の義務なし故に所持人は手形に記載しある支拂の場所若し又手形に其場所の記載なきときは振出人の住所に就て支拂を求めなくてはならぬのである

●償還請求の方法

(80) 問　支拂義務者が支拂を爲さゞるにより所持人が自分の前者なる償還義務者に對し償還を求むる手續は如何

答　所持人は左の手續を爲すべし

(一)支拂を拒まれたるときは其日又は其後二日内に公證人又は執達吏に依頼し前(14)の場所に於て支拂拒絶證書を作らしむること手形金額全部の支拂を爲さゞるときは勿論一部の支拂をのみ爲したるときは其殘部の金額に對しても手形に償還義務者あるときは必ず拒絶證書を作らしめなくてはならぬものと知るべし但償還義務者たるとは裏書人が豫め拒絶證書作成を免除したるときは此限りにあらず

(二)右拒絶證書作成の手續を終りたるときは其終りたる日の翌日より數へて償還義務者に對し償還請求の通知をしなくてはならぬのである注意拒絶證書なるものは手形の滿期日に支拂請求を爲したること及び支拂を拒まれたる事實を明にする爲め償還義務者の爲めに作らしむるのであるから手形金額及び費用の償還を受けたるとき始めて手形と共に拂戻しを爲したるものに引渡すのであるそこで所持人は拒絶證書を作らしめたるのみにて償還請求の通知を爲さゞるときは自分の前者なる償還義務者は果して支拂義務者が支拂を爲さゞりしや否やを知ることができぬ譯合であるから從て償還義務者は償還をするに付ての用意もできず且其又前者に對し償還を求むる機會を(トハ俗ニ云フ)失ふに至るそれで手法第四百八十七條に於て所持人に拒絶證書作成及び請求通知の二つの義務を負はしめたのである

所持人が償還義務者に對し爲すべき償還請求の通知書式

此書式は償還を求むる爲めに發するのであるから償還を爲すものをして如何なる手形に付き拂戻しを爲さねばならぬのであるかを知らしむることが肝要であるから先づ初めに本手形の表面は勿論裏書及び謄本あれば其謄本に記載したること若くは補箋あるときは其補箋記載の事項に至るまで一々漏れなく寫取りたる上次に左の如き

文言を認むると已上寫の如き本約束手形拇者所持候に付き支拂期日に於て振出人何誰（他所拂手形に支拂擔當人あれば其擔當人又戻り拂手形なれば其支拂人に對し）に對し支拂請求致候處不在又は何々の理由を以て支拂を拒まれたるにより更に貴殿より御償還相成度此段御通知申上候也

但支拂拒絶證書を作成せしめ候

次に年月日及び自分の住所番地氏名及び償還を求めんとするもの、氏名を掲くること例の如し

(81)問 注意右の通知書を發するには他日其通知を發したりとの證據を留むる樣にして置くことか肝要である

右拒絶證書作成期間の中に日曜祭日其他一般習慣として休ひべき日あるときは如何するか

答 其又翌日に於て拒絶證書を作らしむるも差支なし

(82)問 若し所持人か前問の手續を爲さゝるときは如何

答 自分の前者なる償還義務者に對し手形上の權利を失ふのである但振出人に對しては前(17)問に示したる期間手形上の權利を行ふことを得るものと知るべし

(83)問 償還請求の通知を受けたるものは更に又自分の前者に對して償還を求むることを得るか

答 然り元來手形の裏書人は被裏書人乃ち讓受人等に對しては振出人と同一の義務があるから請求に應し直ちに償還をしなくてはならぬのである（手法四八八）

(84)問 然らは右の場合に爲す通知期間は如何

答 自分か通知を受けたる日の翌日までに更に通知を發しなくてはならぬのである（手法四八八）茲に手形上の前者及び後者とはいかなるものなるかを示して置くたとは手形の裏書に甲乙丙の三人とありとせよ甲なる裏書人から乙を言へば乙は甲の後者にして甲は乙の前者なり丙より甲乙を言へば共に此二人は丙の前者にして甲乙より見れば丙は後者なりとすそうして又乙を甲の被裏書人又丙を乙の被裏書人とも云ふ

●所持人より償還を求められたるものか更に其前者に對し

發する償還請求の通知書式の事

此通知書式も亦前者なる償還義務者をして如何なる手形に付き如何なるものから如何なる償還を求めらるゝのであるかを知らしめなくてはならぬのであるからそこで

●償還義務者が更に又其前者に爲す償還請求の通知書式

自分の後者より償還を求められたるときの請求通知書の全文を掲くれば請求の趣意を明にすることができる譯であるから此通知書には償還を求められたる時の請求通知書の全文を寫取り次に左の文句を記載して發すべし右寫し通知書の通り拙者に對し何誰より償還を求められ候に付き更に貴殿より拙者に對し御償還相成度此段御通知申上候也次に年月日及び住地氏名及び通知を受くべきものゝ氏名を記入すること例の如し

拒絶證書作成免除ノ事

(85)問　拒絶證書作成を免除すとは如何（免除トハユルストノヿ）

答　約束手形の所持人は滿期日に支拂を拒まれたるときは其日又は其後二日内に拒絶證書を作らしめなくては償還義務者に對し手形上の權利を失なふことは前(80)問に於て説明せりそうして拒絶證書作成を免除すとは乃ち所持人が公證人又は執達吏をして右の拒絶證書を作らしむる手續をしなくても其免除したるものに對しては作らしめたると同一の結果になる方法を云ふたのである

(86)問　所持人をして拒絶證書を作らしむる權利は手形上誰れにあるか

答　償還義務者が此權利を持て居るのである償還義務者とは前問答中屢々説明したる如く手形の裏書人又支拂擔當人の定めある約束手形及び戻り拂手形に付ては振出人も亦償還義務者であるから此等のものは皆所持人をして拒絶證書を作らしむる權利を有するものと知るべし

(87)問　然らば所持人をして拒絶證書を作らしむる手續を免除する權利は誰れにあるか

答　所持人をして拒絶證書を作らしむる權利を持て居るもの乃ち前問に於て示したる償還義務者が手續を免除する權利を持て居るのである

(88)問　然らば約束手形が單に振出人と受取人とのみにて其他利害關係人なきときは拒絶證書作成の手續はしなくてもよろしきか

答　然り手形上の利害關係人が只振出人と受取人にのみであるときは受取人は振出人に對しては拒絶證書作成の手續をしなくてもよろしいのである此場合の振出人も亦拒絶證書を作らしむる權利はないのであるから從て前問に示したる拒絶證書の手續を免除する權利もないのである故に約束手形に於て拒絶證書を作らしむる必要は其手形に裏書人あるときは其裏書人の爲め振出人に對し又支拂擔當人の定めあるときは振出人の爲めに其擔當人に對し（戻り拂手形も亦然り）作くるべきものと知るべし

○拒絶證誓請求免除の事

(89) 問　然らば拒絶證書の作成を免除する方法を示せ

答　前問に示したる所持人をして拒絶證書を作らしむる權利を持て居るものか左の書式に倣ひ手形に拒絶證書の作成を免除するの記載をすればよろしいのである

● 拒絶證書作成免除記入の書式

振出人が作成免除を記入する書式

約束手形
印紙
一金何々圓也
右ノ金額御一覽ノ時何誰殿
又ハ仝人指圖人エ御支拂可
被下候也
但拙者ニ對シ拒絶證書作
成を免除ス
年月日　振出人　何　誰
支拂ノ場所
住所番地
支拂擔當人
何誰　殿

(90) 問　右書式の如く振出人又は裏書人をして記入せしめたるときは支拂義務者が支拂をなさぬ場合に於て別に拒絶證書を作らしむる手續をしなくてもよろしきか

答　然り約束手形を受取るにあたり右書式の如く免除記載を爲さしめ置くときは支拂義務者が滿期日に支拂を爲さゞるとき別に拒絶證書を作らしむる手續をしなくても免除したるものに對しては其手續を爲したると同一になるのである

(91) 問　然らば裏書人數人ある場合に於て第一の裏書人が拒絶證書作成免除の記入を爲したるときは他の記入をなさぬ裏書人に對しても免除の記入を爲したると同一の效力あるか

答　否數人の中記入を爲さぬものに對しては別に拒絶證書作成の手續をしなくては償還請求の權利を失ふことになるのである故に免除の記入は其記入を爲したるものに對してのみ效力があるので記入を爲さぬ他の裏書人等に對しては效なきものと知るべし(手法四八九)

(92) 問　然らば他所拂手形に支拂擔當人の定めある場合に於て振出人が作成免除の記入を爲したるも他に其手形に裏書人あるときは其裏書人に初より同一の記入を爲さするが又其記入なきときは更に拒絶證書作成の手續をしなくてはならぬのであるか

答　然り若しそれでないときには其裏書人に對し手形上の權利を失ふことになるのであ

● 拒絶證書作成免除記入の書式

裏書人が作成免除を記入する書式

表面ノ金額御一覽ノ時何誰
殿又ハ仝人指圖人エ御支拂
可被下候也
但拙者ニ對シ拒絶證書作
成ヲ免除ス
住所番地
年月日　裏書人　何　誰

る（手法四八九）（前(17)問参照）

(93)問　所持人が右作成免除の記載ある手形に對し更に又拒絶證書を作りたるときは如何

答　元來拒絶證書を作らしむるには所持人か手形法に於て命せられたる所謂法律上の義務であるので償還義務者か作成を免除するのは只作成の手續を免除するのであつて所持人の法律上の義務までも免除することはできぬのであるそれ故に若し所持人が更に拒絶證書を作りたるときはたゞ作成を免除したるものと雖も其作成に付き費したる費用の辨償を拒むことはできぬ譯合になるのである（手法四八九）

●償還金額及び費用を計算方法の事

(94)問　所持人は手形上如何なる金額に付き償還を求むることを得るか

答　支拂あらざりし手形面の金額及び支拂滿期日後の法定の利息（年六歩）次に拒絶證書作成の費用其他必要の費用たとゐは償還請求通知の費用郵便稅印紙稅の如き皆償還請求の金額中に合集して請求することができるのである（手法四九一）

(95)問　然らば償還請求を受けたるものは如何なる金額に付き更に又其前者なる償還義務者に對し償還を求むることを得るか

答　自分か償還を求められたるにより支拂ひたる前問の金額及び自分が支拂ひたる日以後の法定の利息（年六歩）其他更に償還請求の通知を爲したる費用、郵便稅の如きものを合算して償還を求むる金額とす

(96)問　然らば償還請求を受くる者の住所地が本約束手形の支拂地と異なる場合には手形金額何れの地の相場によりて定むべきや

答　手形法第四百九十一條第二項の規定によれば支拂地より償還請求を受くるものゝ住所地に宛て振出したる一覽拂約束手形の相場によりて計算すべきものとせり故にロンドンを支拂地として振出したる手形の償還義務者たとゐは裏書人が大阪にあるものとせばロンドンより大阪にある償還義務者に宛て振出したる一覽拂手形の相場の差額を償還請求の金額中に算し恰も本手形の支拂地に於て支拂を受けたると同一の償還を受けしむべきものとす尙は例示すればロンドンより大阪に宛て振出したる額面千圓なる一覽拂の約束手形の相場か「ロンドン」に於て九百八十圓とすれば此二十圓なる相場の差額は償還義務者に於て負擔し決極千二十圓の償還をしなくてはならぬことになるのである若し又右額面千圓なる一覽拂手形が千圓以上二十圓の相場差額を有するものとせば償還義務者は九百八十圓の償還を爲せばよろしい譯になるのである斯くすれば所持人は本手形の支拂地に於て支拂を受くると同一の結果に立至

○償還金額及費用計算方法

るのである

又償還請求を受くるものゝ住所地に宛て振出したる手形が支拂地に於て相場を有せざるときは其住所地に最も近き地に宛て振出したる一覽拂約束手形の相場によりて償還金額を定むべきものと知るべし（手法四九一）

(97) 問 右の相場を定むる手形は必ず一覽拂手形でなくてはならぬか

答 然り其譯は若し期限付手形なるときは其期間の長短により相場を異にすることがあるからそれが爲めに一定の標準を定むることができぬからである

(98) 問 然らば償還を求められたるものが更に又自分の前者に對し償還請求を爲さんとする場合に於て双方の住所地の異なるときは償還金額は何によりて標準を定むべきや

答 前問と同しく一覽拂約束手形の相場の差額によりて標準を定むべし（手法四九二、二）

戻り拂約束手形振出ノ方法

(99) 問 戻り約束手形は如何なる場合に振出すべきものなるや

答 約束手形の所持人か自分の前者なる償還義務者に對し償還を求むる爲め又は裏書人が自ら償還を爲したるにより更に自己の前者に對し償還の請求を爲す爲め其前者を支拂人として手形を振出す場合にありとす其理由所持人が支拂義務者より支拂を拒まれたる場合に於て拒絶證書の作成及び償還請求通知を發する等の手續を爲すも若し前者か容易に償還の求めに應せさるときは終に訴訟をしなくてはならぬ場合に立至り敏速（トハスミヤカナルコト）なる金融を爲すことができぬからそこで自分の前者を支拂人として戻り手形を振出すことを得せしむるときは所持人は勿論裏書人も亦取引上大に便宜を得るからである之れ戻り手形振出制度のある所以なり（手法四九三）

(100) 問 戻り手形の支拂人が支拂を爲さぬときは其手形を所持するものは如何にするか

答 毎々説明する如く戻り手形の振出人は償還義務者の位置にあるのであるから所持人は支拂人に對し振出人の爲め支拂拒絶證書を作らしめ且償還請求の手續を爲し手形上の權利を失はぬ樣にしなくてはならぬのである（償還請求の部照合）

(101) 問 戻り手形を振出すには制限あるか（制限トハカギリ）

答 然り制限を超えて戻り手形を振出すことはできぬのである其制限は左の如し

（一）戻り手形を振出すには必ず一覽拂式なることを要す

（二）償還の請求を受くるものゝ住所地を以て支拂地と定め振出すことを要す

○戻り拂約束手形振出の方法

(三)所持人戻り拂手形を振出すには本約束手形の支拂地を以て振出地と定むることを要す

(四)裏書人が振出すには自分の住所地を以て振出地と定むることを要す已上の如く定めたる譯は要するに本約束手形の所持人にせよ又償還を爲したる裏書人にせよつまり本手形の金額及費用の償還に代ゆて戻り手形を振出すのであるから本手形の金額及び費用の拂戻しを受けたると同一ならしむる爲め且第四百九十一條第二項乃ち前(96)問の趣意にも適合せしめんことを欲し斯く定められたるものと知るべし(手法四九四)

●戻り拂手形の書式

戻り手形式書

印紙 約束手形
一金何圓也
右ノ金額御一覽ノ時持參人ヱ御支拂可被下候也

支拂ノ場所
住所番地
年月日 振出人 何 誰
住所番地
支拂人
何誰殿

此書式は無記名一覽拂式にて示したれども其他指圖式にても記名式にても一覽拂手形でさへあれば振出すに差支はないのである其外一覽式に付ては前(26)問の書式及前(58)問の說明を照合して見るべし

問 償還を爲すには其手形、支拂拒絕證書及び償還計算書と引換ゐにあらされば金額の償還を拒むことを得るか

答 然り何んとなれば右の書類は其償還を爲したるものか更に又前者に對し償還を求むるに必要なる書類であるからである之れ恰も支拂義務者か手形と引換ゐでなくては支拂を拒むことを得ると全趣意に出でたるものと知るべし(手法四九五)又償還を爲すものは償還計算書に償還を受けたる旨を記載せしめ且之れに署名せしめ置くべし此のことは法律の命令でないから必ず斯くせよと謂ふ譯ではないけれども後の爭を防ぐ爲めの注意と知るべし償還計算書は別に一定の書式があるのではない只償還を受くるに付ての計算を一見明に認むれはよろしいのであるから殊更に書式を示さす

●手形金の償還を爲すに付ての心得

問 償還義務者は一度自分の後者より償還請求を受けたるときは更に又他の後者より償還を求めらるるも之れに應する義務なきか

答 然り一度後者が償還請求を爲したるときは其請求は其請求を受けたる者の後者全員の爲めに爲したるものと看做さるゝであるから更に又他の後者の償還請求に應する

○手形金の償還を爲すに付ての心得

義務はないのである（手法四七八、二）若しそれでないときにはつまり二重の擔戻しをしなくてはならぬ樣になるからである（四九六）

約束手形保證ノ事

(104) 問　約束手形の保證とは如何

答　手形上人を以て保證に立つるを云ふ乃ち人上擔保とは之れなり

(105) 問　然らば保證は約束手形上誰の爲めに爲すことを得るか

答　約束手形上の債務を盡すべきものゝ爲めに爲すことを得るのである故に振出人の爲めには勿論裏書人及支拂擔當人又は支拂人等の爲めにも保證を爲すことができるのである

(106) 問　然らば手形上保證人の責任は如何

答　毎々說明する如く手形上の債務は證券的の債務であるからそこで保證人も亦署名したる以上は獨立して辨償の責めに任しなくてはならぬので乃ち振出人が無能力者であつても又裏書が虛僞の（トハイツ）爲め取消さるる場合とても保證人は自ら保證した債務を尙は履行（コナウコト）しなくてはならぬ譯になるのでつまり主たる債務の有效無效は保證人の責任には少しも關係なく保證人は保證人としての手形上の債務を盡さなくてはならぬ理合になるものと知るべし（手法四九七）

(107) 問　然らば保證人は保證債務履行の請求を受くるにあたり先づ本人に對し請求せよと主張することができるか

答　否手形上の保證人は商法第二百七十三條第二項の適用により本人と連帶責任があるのであるから如此申立を爲すことはできぬものと知るべし

(108) 問　然らば保證債務を履行したるときは保證人は手形上如何なる權利を取得するか

答　手形の所持人が主たる債務者に對して持て居りし權利及び主たる債務者か自分の前者に對し有する一切の權利を取得するのである元來保證人は民法保證債務及代位辨濟等の規定により保護せらるべきは勿論のことなれども手形上の保證は未だ之れのみにては滿足なる結果を收むることかできぬからそこで一層强力なる權利取得の方法を設定し保護を厚くしたのである（手法四九九）

(109) 問　手形上何人の爲めに保證したるか明ならざるときは如何

答　此場合には第四百九十八條の規定により振出人の爲めに保證を爲したるものと看做すのである

○手形保證の事

(110) 問　保證人は其保證したる手形の讓渡を受くることを得るか

答　然り此場合には保證人の後者に對し保證人としての債務と償還義務者としての二つの債務を負ふはねばならぬものと知るべし（注意此場合は保證人が既に裏書讓渡によりて得たる手形を又更に他人へ裏書讓渡を爲したる場合に付き想像すべし）

(111) 問　然らは保證人が保證債務を辨償し依て受取りたる手形を更に又他人へ裏書讓渡を爲すことを得るか

答　否其理由は主たる債務者乃ち本人が支拂又は償還を爲すことができぬからして保證人が其債務を履行したので此時既に手形として融通力を失ふたのであるから一旦死したるものか再たび生るの理はないのと仝し譯で最早や裏書讓渡はできぬものと知るべし

●手形に保證を爲す方法

(112) 問　約束手形に保證を爲す方法は如何

答　約束手形に保證を爲すには三つの方法あり（一）約束手形其ものに何誰の爲めに保證を爲す旨を記載し且保證人署名して爲すと（二）其手形の謄本又は（三）附箋乃ち補箋（謄本トハウツシノコト補箋トハ下ケ紙ノコト）に右仝一の記載を爲すことそうして約束手形其ものに記載を爲す方法は左の書式に依るべし又謄本又は補箋は約束手形の一部分と看做さるゝのであるから之れに署名したるものは手形其ものに署名したると仝一の責任を負はねばならぬものと知るべし（謄本補箋に保證を爲す書式は下に示しある謄本又は補箋の部に就て見るべし）

●約束手形に保證を爲す書式

振出人の爲め保證記入書式

印紙	約束手形
	一金何圓也
	右ノ金額一覽ノ時持參人ヱ御支拂可申候也
	支拂ノ場所
	住所氏名
年月日	振出人　何　誰
	右何誰ノ爲メ保證ス
	住所番地
年月日	保證人　何　誰
	殿

裏書人の爲め保證記入書式

	表面之金額御一覽ノ時持參人ヱ御支拂可被下候也
	住所番地
年月日	裏書人　何　誰
	右何誰ノ爲メ保證ス
	住所番地
年月日	保證人　何　誰

已上二つの書式は一覽拂無記名式を以て示したるものなれども其他指圖式にても記名式にても保證文言記入の方法には別に相違する所はないのである

(113) 問　保證は制限を付けて爲すも差支なきや

答　然り制限を付けて爲す保證とはたとえは手形支拂の期日に至るまで振出の日より廿

○手形に保證を爲す方法及其書式

日間保證を爲すとか又は手形面の金額二分一の保證を爲すとか言ふ如き之れを制限付の保證と云ふ此場合には保證人は廿日を過ぎさる中又は金額二分一の外保證の責に任すべきものにあらず但制限付保證を爲すときは其制限を保證の文言中に記載して置かなくては効はないのである

約束手形參加支拂ノ事

(114) 問 參加支拂とは如何

答 參加支拂とは手形の債務者が支拂又は償還しなかつたときは信用榮譽を害する譯であるからそこで其信用榮譽を全ふせしむる爲め手形に利も害も丸て關係なき第三者か其手形に參加して支拂を爲すを云ふのである故に手形上の債務を盡さねばならぬ義務あるものは決して參加支拂を爲すことはできぬものとす何んとなれば手形の債務者は元來己れの債務を盡さねばならぬものであるから他人の信用榮譽の爲めに支拂を爲すとを許す理はないのである

(115) 問 然らば參加支拂人あるときは所持人は其參加支拂人に參加支拂を求めなくては他の償還義務者に對し償還を求むることはできぬのであるか

答 然り所持人は必ず先つ參加支拂人に支拂を求めなくてはならぬのである（手法五〇八）

(116) 問 若し參加支拂人も亦支拂を爲さぬときは如何にするか

答 第三者か支拂に參加する場合は手形上の債務者か支拂又は償還を爲さゝる場合にあるのであるからそこで參加支拂人が支拂を爲さゞるときはさらに支拂義務者が支拂を爲さゞるに付き作りてある支拂拒絶證書に參加人も亦支拂を爲さゞる旨を記入せしむれば別に參加支拂を爲さゞることに付ては拒絶證書を作らしむるには及ばぬのである

(117) 問 參加支拂人に支拂を求むる期限あるか

答 然り手形の支拂滿期日又は其後二日内に限るのである（手法五〇八）

(118) 問 然らは前問に示したる手續を右の期限内に爲さゞるときは如何

答 被參加人及ひ其被參加人の後者に對し手形上の權利を失ふことになるのである（同五〇八）

(119) 問 參加支拂は誰れでも爲すとができるか

答 手形上の債務者にあらずして完全なる商取引を爲すことを得るのは何人にても參

○手形參加の事

加支拂を爲すことを得べし

(120)問 所持人は參加人の支拂を拒むことを得るか

答 否其理由所持人は誰れからにても支拂を受くれば利こそあれ少しも害はなきのみならず多數の義務者をして早く義務を免れしむる譯であるからである故に若し所持人が之れを拒みたるときは被參加人及び其被參加人の後者に對する手形上の權利を失ふのであるたとえば甲乙丙三人の裏書ある手形に於て乙者の爲めに參加支拂を爲さんとするものある場合に於て若し所持人が其支拂を拒みたるときは乙者に對しては勿論乙者以後の丙者に對しても手形上の權利を失ふ如きを云ふそうして被參加人とは乙者のことなりと知るべし

(121)問 若し參加支拂を爲さんとするもの數人あるときは所持人は如何にするか

答 手形上多數の債務者をして債務を免れしむる效力を有するものゝ支拂を受くる樣にしなくてはならぬのである假令ば振出人の爲めにする參加支拂人と裏書人の爲めにする參加支拂人との二人あるときは所持人は振出人の爲めにする參加人の支拂を受けなくてはならぬのである何んとなれば振出人の爲めにする參加支拂は裏書人の爲めにする參加支拂よりも尤も多數の債務者をして債務を免ぬがれしむる譯であるから

(122)問 何

答 振出人の爲めに支拂を爲したるものと知るべし(同五一一)但戻り約束手形なるときは支拂人の爲めにするとをも示して支拂を爲したるときは如のとす

(123)問 支拂を爲したる參加人は手形上如何なる權利を取得するか

答 參加支拂人は被參加人及び被參加人の前者に對し有する所持人の手形上の權利を取得するのであるたとえば甲乙丙三人裏書ある手形に於て乙の爲めに參加支拂を爲したるものあるときは乙なる被參加人に對し所持人の有する權利は勿論甲に對し有する手形上の權利も亦取得する如きを云ふ併被參加人なる乙者以後の債務者即ち丙は乙の爲めに爲したる參加支拂により全く手形上の債務を免ぬがるゝ譯になるのであるから丙に對しては何等の權利をも主張することはできぬのである(同五一三)

注意參加人か支拂を爲したるときは支拂拒絶證書に參加支拂を受けたる旨を記入せしめ且手形と共に受取り置くことが肝要である

○手形謄本及補箋の事

(124) 問　參加支拂人は手形の債務者を連帶にて訴ふることを得るか

答　振出人と其保證人又裏書人と其保證人とは各々連帶責任があるのであるから連帶にて訴ふることができるけれども其他は連帶責任はないのであるから從て連帶にて訴ふることができぬものと知るべし但共同訴訟として起訴するは妨げなきものとす

手形謄本及ヒ補箋ノ事

(125) 問　約束手形の謄本とは如何なるものか

答　謄本とは本手形の表面及び裏面の全文を寫したるものにして其手形の代用を爲し又は其手形の一部分と同視せらるゝものである

(129) 問　謄本は誰の作くるものなるか

答　本手形の所持人自ら作くることを得るも然らば何の必要ありて作くるものなるか

(127) 問　謄本を作くる必要は本手形の滅失又は紛失等の場合に其本手形の義務者をして更に義務の承認を求むるが如き又本手形は滅失若くは紛失等の恐れがあるから之れを所持人の手元に保存して置き謄本を以て裏書讓渡を爲すが如き殊に一覽後定期拂手形

(128) 問　手形謄本の書式

答　謄本は本手形と區別する爲め最初に「約束手形謄本」なる文字を記載し次に本手形の表面は勿論裏面の全文を悉寫し取り（附箋あれば其附箋までも）終りに謄本を作りたるもの丶氏名及年月日を記載すればよろしいのである

●手形の補箋及書式の事

は支拂の爲め呈示をしなくてはならぬのであるから其呈示の爲め送付中謄本を以て裏書讓渡を爲す等の便宜あり加之第四百八十四條の規定により一部支拂ありたるときは本手形に其一部受取の旨を記載し且其謄本を作り署名の後之れを支拂人に交付すること又第四百九十七條の規定により保證人も亦謄本により保證を爲すことを得るが如き皆謄本を作くる必要と知るべし

謄本に署名したるものは本手形に署名したると同一の責任あるは勿論其後謄本に署名したるも亦原本に署名したると同一の責任があるのであるから謄本の所持人に對し支拂又は償還をしなくてはならぬのである但謄本に別段の事項を記載したるときは其記載事項と本手形の記載事項との異なるに從ひ責任にも亦區別あるときは勿論のことなりとす（手法五一一）

●手形謄本の書式

謄本は本手形と區別する爲め最初に「約束手形謄本」なる文字を記載し次に本手形の表面は勿論裏面の全文を悉寫し取り（附箋あれば其附箋までも）終りに謄本を作りたるもの丶氏名及年月日を記載すればよろしいのである

●手形の補箋及書式の事

問 ●手形補箋の事

答 約束手形補箋とは如何なるものなるか

補箋とは本手形に裏書又は保證を爲すに付き記入の餘地がないから一葉の切紙を貼付し之れに其記入を爲す者を云ふそうして補箋も亦本手形の一部分と視らるゝので ある故に之れに署名したるものは本手形に署名したると全一の責任あるものと知るべし其書式は左の如し

●約束手形補箋の書式

振出人の爲め補箋保證書式

約束手形
印紙
一金何圓也
右ノ金額一覽ノ時持參人ニ御支拂可申候也

支拂ノ場所
住所番地
年月日 振出人 何誰 印契
殿

此書式は一覽式無記名手形を以て保證書式を示したれども其他振出人何誰ノ爲メニ保證スの手形にても補箋保證記入の書式に變りはないのである

表面ノ金額御一覽ノ時何誰殿又ハ仝人指圖人ニ御支拂可被下候

住所番地
年月日 何誰 印契

此れは裏書人の爲めにする裏書人何誰ノ爲メニ保證ス

住所番地
年月日 何誰

補箋保證の書式

補箋を以て裏書を爲す書式

表面之金額何誰殿又ハ仝人指圖人ニ御支拂可被下候也

住所番地
年月日 何誰 印

表面ノ金額何誰殿又ハ仝人指圖人ニ御支拂可被下候也

住所番地
年月日 何誰

補箋は一に之れを附箋とも云ふ從來實際には此附箋に種々なることを記載したとなれば支拂日に支拂を拒まれたる場合に家族をして本人不在の旨を記載せしむる等の如き皆之れ手形上無効の附箋と知るべし要するに補箋を以て記入すべき事は以上の書式に示す如く手形法に指定してあるから此指定以外の事は如何なる事を記載するも決して手形上の効力を生せぬものとす手形を取扱ふものは宜敷注意すべきことなり

○拒絶證書作成の事

(130) 問　拒絶證書とは如何なるものなるか

答　拒絶證書とは所持人か第四百八十條の場合に於て擔保の請求を拒まれたるとき又は償還請求の部に於て說明したる如く振出人又支拂擔當人及戻り手形の支拂人が支拂を拒みたるとき第五百二十八條の場合に於て一覽後定期拂の約束手形を呈示し其呈示を受けたる旨記入を拒まれたるとき等の場合に手形上の權利を保全する爲めに公證人又は執達吏に依頼して作らしむる公正の證書である

右の如く拒絶證書は所持人が勝手に作くることのできぬものであるから茲には只其大要のみを心得の爲めに示して置く

(131) 問　拒絶證書には如何なる事を記載すへきや

答　其記載すべき事項左の如し

(一)約束手形其謄本及補箋に記載したる一切の事項

(二)拒絶したるもの丶氏名又は商號

(三)拒絶者に對して爲したる請求の趣旨及び拒絶者が其請求に應せざりしこと又は拒絶者に面會することあたはざりし理由

(四)前號の請求を爲し又は爲すことあたはざりし地及び年月日

(五)拒絶者の營業所住所又は居所が知れざる場合に於て其地の官署又は公署に問合を爲したること

(六)第四百四十三條の場所外に於て拒絶證書を作るときは拒絶者が之れを承諾したること

(七)參加支拂ありたるときは其參加の種類及び參加人幷に被參加人の氏名又は商號

右は手形法第五百十五條に規定したる拒絶證書記載の事項なり公證人執達吏は此規定に從ひ一定の書式に依り依頼者の求めに應し作成すべきものとす

(132) 問　數人に對し手形上の請求を爲さんとするときは尙は數通の拒絶證書を要するか

答　否一通にて足るのである若しそれでないときには不便且徒つらに費用を重ぬるからである(五一六)

(133) 問　拒絶證書が滅失したるときは如何にするか

答　公證人執達吏が拒絶證書を作りたるときは他日滅失等の用意の爲めに公證人執達吏等の手元に豫て供へある帳簿に其證書の全文を記載して保存し置かなくてはならぬのであるから何時にても謄本の交付を請求することができるのであるそうして此謄本は原本と全一の效力あるものとす(五一七)

○拒絶證書作成の事

小切手

（前一問ヨリ十六問及十八問ノ小切手ニモ亦適用スルモノト知ルベシ）

(134) 問　小切手とは如何なるものか

答　小切手の法律上の性質に付ては大に議論のある所なれども兎に角手形の一種にして且爲替手形に相類するものとす只其異なる所を略に謂ゑは小切手は必ず一覽拂とし て振出すこと支拂呈示期間の短きこと引受の方法なきこと振出人と支拂人との間に於て豫て約束おることを要するが如き從て其他爲替手形規定の大部分は小切手にも亦準用すべきものと知るべし

●小切手を振出す方法

(135) 問　小切手振出の方法は如何

答　小切手には左の事項を記載し振出人自ら署名して振出すべきものとす

(一)小切手なることを示すべき文字を記載すること

(二)一定の金額を記載すること

(三)支拂人の氏名又は商號を記載すること

(四)受取人の氏名若くは商號又は所持人に支拂ふべきことを記載すること

手形保證、補箋、及ヒ小切手ノ書式

振出人ノ爲メ手形ニ保證ヲ爲ス式

七十七頁

約束手形
印紙
一金何圓也
右ノ金額一覽ノ時又ハ何月何日持參人ヘ御支拂可申候也
支拂ノ場所
住所番地
年月日
振出人何誰
右何誰ノ爲メ保證ス
年月日
住所番地
保證人何誰
殿

裏書人ノ爲メ手形ニ保證ヲ爲ス式

七十七頁

表面之金額御一覽ノ時又ハ何月何日持參人ヘ御支拂可被下候也
住所番地
年月日
裏書人何誰
右何誰ノ爲メ保證ス
住所番地
年月日
保證人何誰

振出人ノ爲メ附箋ヲ以テ保證ヲ爲ス式

八十四頁

約束手形
印紙
一金何圓也
……
（契印）
振出人何誰ノ爲メ保證ス
住所番地
年月日
保証人何誰

裏書人ノ爲メ附箋保證ヲ爲ス式

八十五頁

表面之金額何月何日何誰殿又ハ全人指圖人ヘ御支拂可被下候也
住所番地
年月日
何誰

裏書人何誰ノ爲メ保證ス
住所番地
年月日
保證人何誰

補箋ヲ以テ裏書ヲ爲ス書式

八十五頁

表面之金額何誰殿又ハ全人指圖人ヘ御支拂可被下候也
住所番地
年月日
何誰

表面之金額何月何日何誰殿又ハ全人指圖人ヘ御支拂可被下候也
住所番地
年月日
何誰

小切手ノ表面

八十五頁

小切手
一金何圓也
右ノ金額何誰殿又ハ全人指圖人ヘ御一覽ノ時御支拂可被下候也
支拂ノ場所
住所番地
年月日
振出人何誰
住所番地
支拂人
何誰殿

小切手ノ裏面

八十九頁

表面之金額御一覽ノ時何誰殿又ハ全人指圖人ヘ御支拂可被下候也
住所番地
年月日
何誰

小切手ニ支拂拒絶ヲ記入セシムル書式

八十九頁

小切手
一金何圓也
右之金額御一覽ノ時此切手持參人ヘ御支拂可被下候也
支拂ノ場所
住所番地
年月日
振出人何誰
住所番地
支拂人
何誰殿
本小切手ニ對シ支拂ヲ拒ミ候
年月日
支拂人何誰

九十六頁

右ノ外本書中澤山書式ヲ掲ケ應用ヲ示シ且説明シテアルカラ就テ見ラルベシ若シ書式ヲノミ見テ説明ニ注意セサルトキハ應用ニ却テ道ヲ誤ルコトアリ

(五)單純なる支拂の委託なること
單純なる支拂の委託とは無條件にて支拂を依頼すると云ふ故に商品を受取りたる後支拂を爲すべしと云ふ如き支拂委託は無効と知るべし
(六)振出の年月日を記載すること
(七)支拂地を記載すること
已上七つの要件を記載して振出すにおいては小切手たる効力あるものとす然れども振出人が支拂地を記載せざる時は第四百五十二條の準用により支拂人の住所地を以て支拂地と看做すものであるからこのみは記載なくとも小切手の効力に關係なし

●小切手の書式

表面

小切手
一金何圓也
右ノ金額何誰殿又ハ全人指圖人ヘ御一覽ノ時御支拂可被下候也
振出人ハ此處ヘ支拂地ヲ指定スルコトヲ得以下皆仝シ
住所番地
支拂人
住所番地
何誰殿

裏面

表面ノ金額何誰殿又ハ全人指圖人ヘ御一覽ノ時御支拂可被下候也
年月日
住所番地
何誰

○小切手の書式

此の式は指圖式一覽拂手形として書式を示したれども其他記名式にても無記名にても一覽拂として振出せば差支なきものと知るべし

(136) 問 小切手を一覽拂式と限りたるは如何

答 小切手は他の手形と違ひ全く現金支拂と全一の効力あるものなるにより一覽拂として取引に敏速なる便宜を與へ且小切手の性質にも適合せしむる爲めである(五三二)

(137) 問 小切手を振出すには振出人と支拂人との間に信用あればとて豫め小切手に付き取引契約がなくては支拂人は支拂を爲す義務なし故に小切手を振出さんとするものは銀行又は其他支拂を依賴すべきものとの間に豫て約束あることを要す只法律上は信用さへあれば振出したりとて五百三十六條の過料に處せらるゝ憂ひはないのである

(138) 問 小切手の支拂人は銀行に限るか

答 舊商法は銀行に限れり又今日にても實際には銀行を以て支拂人とすること多かるべし然れども現行の手形法にては決して銀行には限らず信用者の間に於て何人を以て支拂人と定むるも差支なし

(139) 問 小切手支拂の請求期間は如何

答 所持人は小切手振出の日附より一週間内に小切手を支拂人に呈示し其支拂を求めなくてはならぬのである

若し此一週間内に支拂を求めざる時は自分の前者に對する償還請求の權利を失ふ但振出人に對しては第四百四十四條の規定により振出人が受けたる利益の限度に於て五年間償還を求むることを得るものと知るべし故に豫て振出人より支拂人に差回はし置きたる資金か一週間を過ぎ去りたる後支拂人の行爲によりて滅失したる如きことありたる場合には振出人に於て受けたる利益なるものはないのであるから從て此場合には償還の求めに應する義務もないのである(五五三)

㊂小切手裏書の事

(140) 問 小切手は裏書を以て讓渡することを得るか

答 然り小切手も亦約束手形と全じく記名式として振出したるときにても振出人又は裏書人か裏書讓渡を禁せざるときは讓渡することを得るものと知るべし裏書讓渡禁止の旨記入書式は前(26)問に示してあるから就て見るべし(手四五五)

(141) 問 小切手に裏書を爲す方法は如何

答 前約束手形に付て示したる如く小切手其ものゝ裏書に記入するか若くは其謄本又は

○小切手裏書の事

補箋に被裏書人の氏名又は商號(無記名式裏書なるときは此記入を要せず)及び裏書の年月日を記入し裏書人自から署名すること前(125)(129)問に付き示し置きたると同一の手續によりてすれば宜しいのである(四五七)

(142) 問 小切手の裏書は無記名式を以てすることができるか

答 然り前約束手形に就て示したると仝じ無記名式は前(26)問に示してあるから照合はして見るべし

(143) 問 小切手の裏書人は裏書を爲すにあたり小切手上の責任を負はさる旨を記載することを得るか

答 然り之れを無擔保裏書と云ふ前(38)問を視るべし

(144) 問 裏書を禁する旨を記載したるものゝ小切手上の責任は如何

答 其裏書人は被裏書人の後者に對しての責任がないのである(四六〇)

(145) 問 小切手裏書も亦裏書が連續しなくてはならぬか

答 然り前(43)(44)問を見るべし但無記名式裏書なるときは此限りにあらず(四六四)

●小切手支拂に付き注意すべき事

(146) 問 小切手の支拂人は小切手と引換にあらざれば支拂を爲す義務なきか

答 然り前(73)問を見るべし(四八三)

(147) 問 小切手の所持人は全部金の支拂でなくては受取らすと主張することを得るか

答 否前(70)問を見るべし(四八四)

(148) 問 然らば一部金の支拂ありたるとき所持人の受取る方法は如何

答 前(71)問を見るべし(四八四)

●小切手償還請求の手續の事

(149) 問 小切手の償還請求とは如何

答 小切手の支拂人が支拂を爲さゝりしとき自分の前者に對し拂戻しを求むることを云ふ(四八六)

(150) 問 然らば其償還請求の手續は如何

答 小切手の所持人が償還を求むるには爲替手形や約束手形の如く別支拂拒絶證書を作くるに及ばす其代りに第五百三十三條の規定に從ひ小切手振出の日附より一週間内に支拂人をして支拂を拒みたる旨及び其年月日を小切手に記入せしめたる上之れに自ら署名せしむることを要すそうして所持人は拂戻しを求めんとするものに對し右記入の翌日までに拂戻請求の通知を發しなくてはならぬのである右の手續を爲した

○小切手支拂に付注意すへき事及償還請求の手續

るときは恰も支拂拒絶證書を作らしめ且償還請求通知を發したると仝一の手續を爲したることになるのであるそこで若し此等の手續の前者に對し小切手上の權利を失ふものと知るべし但振出人に對しては前(18)問及第四百四十四條を參照すべし(四八七)(五三三)

(151)問　然らば支拂人が小切手に前問の記載を爲すことを拒みたるときは所持人は如何にするか

答　支拂人が好意上前問の記入を爲し呉れさるときは已むを得さる譯であるから第四百八十七條の規定に從ひ公證人又は執達吏に依頼して支拂拒絶證書を作らしめなくてはならぬのである

(152)問　然らば右の支拂拒絶證書を何時迄に作らしめなくてはならぬのであるか

答　小切手は振出の日附より一週間内に呈示しなくてはならぬのであるから從て拒絶證書を作くるにも亦其期間内呈示の日又は其後二日内に於て作らしめてはならぬのである又償還請求を爲さんとするには其作りたる日の翌日までに前者に對し拂戻請求の通知を發すること前約束手形償還請求の部に於て示しだると仝一なりと知るべし若し此手續を怠るときは小切手上の權利を失ふのである但振出人に對しては前18)問及第四百四十四條を照合はして見るべし(四四四)(四八七)

(153)問　小切手の裏書人が右の通知を受けたるときは如何にするか

答　前(83)問の手續を爲すべし

●小切手に付き拒絶證書作成免除の事

(154)問　小切手に付き拒絶證書作成免除の手續は如何

答　小切手は前問示したる如く其振出日附より一週間内に支拂を求むる爲め呈示し若し此時支拂を拒まれたる時は拒絶證書を作らしむる代りに支拂人をして支拂を拒みたる旨及び其拒みたる年月日を小切手に記入せしめ且之れに署名せしむれば足るのであるけれども支拂人が好意上右の記入を爲さゞるときは所持人は公證人又は執達吏に依頼し拒絶證書作成の手續を爲さねばならぬ譯になるのであるそこで豫て小切手を受取るに當り拒絶證書作成を免除するとの記載を爲さしめ置くときは別に支拂人をして小切手に記載せしむる手續をしなくても其者に對する小切手上の權利丈は失はぬことになるのである(五三四)拒絶證書作成免除記入の書式は前(89)問に示してある仝一であるから就て見るべし

(155)問　小切手の支拂人をして支拂を拒みたる旨及年月日を記載せしむる書式は如何

○小切手に付拒絶證書作成免除の事

答　左の如し

小切手

一金何圓也
右ノ金額御一覽ノ時所持人ヱ御支拂可被下候也

年月日　住所番地　何誰
支拂人
何誰殿

本小切手ニ對シ支拂ヲ拒ミ候
年月日　支拂人　何誰

小切手に支拂拒絶を記入せしむる式

注意拒絶證書の作成を免除せられたるときは其免除したるものに對しては小切手上の權利は失はぬ譯であるけれども他の前者に對しては支拂人をして支拂拒絶の旨及年月日を記載せしむる手續を爲すか又は支拂人か右の記載を爲すことを拒みたるときは拒絶證書作成の手續をしなくては手形上の權利を失ふことになるのであるから此の三つの手續（乃ち拒絶證書作成免除を記載せしむること及び拒拂證書を作成せしむること）に拘はらず拒絶證書を作らしむることを得るか

(156) 問　然らは所持人が右の記載を爲すと爲さゞるとに注意すること肝要なり

答　然り且つ前者に對し作成の費用償還をも求むることを得るものと知るべし

(157) 問　小切手の所持人は如何なる金額に付き償還請求を爲すことを得るか

答　（一）支拂あらざりし小切手金額及び滿期日後法定の利息（年六步）
（二）拒絶證書を作らしめたるときは其手數料其他の費用

注意右の金額に付き戻り小切手を振出すこと及び償還請求を受けたるものが更に又前者に對し償還請求を爲すことを得る金額に付ては前(78)以下99)を照合はして見るべし又小切手所持人又は裏書人が償還の通知を發したるときは其通知を受くるものゝ後者全員の爲めにしたるものとの四百七十八條の規定も亦小切手に準用することゝせられたるにより之れも約束手形に付き示したると仝一なるを以て參照すべし（四九六）

(158) 問　小切手金額及び費用の償還を爲すときの手續は如何

答　償還を爲すものは小切手又支拂拒絶證書あるときは其證書及償還計算書と引換にあらざれば償還金を拂渡す義務はないのである且償還を爲すものは受くるものをして計算書に償還を受けたる旨を記載せしめ之れに署名せしむることを得べし之れも亦前約束手形に付き示したると同一であるから參照すべし（四九五）

(159) 問　●銀行にのみ小切手の支拂を爲すべしと定むること
小切手の振出人又は所持人は支拂人をして銀行に對してのみ支拂を爲すべしと定むる事

○銀行にのみ小切手支拂を爲すべしと定むる事

ることを得るか幷に其方法を示せ

答　然り小切手の振出人又は所持人は通常一巳人を以て小切手金の受取人とせず唯銀行をのみ受取人と限定することを得可し此場合には支拂人は銀行に對してのみ支拂を爲すことを得るものとす其方法は小切手の表面紙上に他の記載しある事項の塗抹せざる（ヌコト）樣注意して斜又は横に二條の平行線を畫し其二線の間に何々銀行に支拂ふ可しと乃ち支拂を受くる銀行を特定して記入するか（之れを記名式記入と云ふ）又は其の銀行を何々銀行と特に定めず單に銀行にのみ支拂ふ可しと記入し銀行の名又は商號を記入すべき所を白地と爲し置き（之れを無記名式記入と云ふ）自由に其名又は商號を記入せしむる樣にして爲す二つの方法あるそうして巳上記名式の場合と無記名式の場合とに付き多少効力上の差異あり下の問答を見るべし

(160)　問　何の必要ありて小切手の振出人又は所持人に右の如き限定の方法を許したるものなるか

答　小切手の支拂は豫て振出人の依頼を受けたる銀行か所持人に支拂ふを以て通例多くの場合とすそこで所持人も亦其支拂銀行に對し豫て取引關係あるときは小切手を其銀行に送付し計算上貸借の引き直しを爲さしめ次に其銀行は又之れを他の取引銀行に送り全く貸借の引き直しを爲し直按に金錢受授の面倒を省くが如き斯くするときは支拂人も亦銀行にのみ對し支拂を爲すが故に小切手の拾得者（ヒロイタ）又は盜取者の如き不正のものに對し支拂を爲す危險はないのであるそこで銀行に限り支拂ふべしとの方法を許したものである併し前問に示したる二線内の記入か無記名式なるときは支拂人は自巳の取引關係ある銀行と否とを問はず隨意なる銀行に對し支拂をしなくてはならぬのである其特定の銀行に對してのみ支拂を爲すことができるけれども若し記名式なるときは其特定の銀行に對してのみ支する譯にはならぬのである但其特定せられたる銀行が自分の商號を取り消し他の銀行の商號を之れに記入し金額を取立てしむる委任を爲すは別に差支なきものと知るべし（五三五）

●小切手上の罰則

(191)　問　小切手には罰則あるか

答　小切手なるものは毎々説明する如く銀行紙幣と全樣の効用を爲すものにして從て盛に流通すべきものであるから爲替手形や約束手形の如く資金なく且僅かなる信用を以て振出すものとは大に違ひ一層信用保護の法を嚴にしなくては欺計頻りに行はれ

○小切手の罰則

商業取引の安寧を攪亂する恐れがあるからそこで手形編五百三十六條に於て過料處分の法を設けられたり之れを罰則と云ふ乃ち左の如し

(一)資金なく又は信用なくして小切手を振出したるときは振出人を五圓已上千圓以下の過料に處す

(二)小切手に虚僞の日附を記載して振出したるときも亦振出人を五圓已上千圓以下の過料に處す

注意小切手の日附は振出人が振出の當時果して信用又は資金を有し居りたるや否を知ること及び其當時振出の能力ありたるや否殊に小切手の時効(出訴期限)も短期であるから小切手の取扱ひに慣熟(ナレヌ)せさるものは虚僞の日附に氣附かまして之れを受取りたやすく欺詐の術中に陷ることあるにより虚僞の日附に付き右の如き罰則を設けたるものとす

(192)問 然らば所持人支拂人裏書人には別に罰則なきか

答 舊商法手形編には此等のものに對しても罰則の設けありたれども現行手形編には之れを削除せられたり其意要するに小切手の信用を維持(ツナギタ)する爲めには信用資金なくして小切手を振出し又は僞虚の日附を記載して振出したる振出人を罰すれば足るとの趣意ならん

◉印紙貼用心得

○財産權の創設、移轉、變更若は消滅を證明すべき證書、帳簿及財産權に關する追認若は承認を證明すべき證書を作成する者は此法律に依り印紙稅を納むべし

○證書に關しては一通毎に其記載金高五圓以上のものに限り記載金高一萬分の五の割合を以て印紙稅を納むべし但し印紙稅額五十圓なるときは五十圓に止め一錢未滿となり又は一錢未滿の端數を生ずるときは一錢に切上くるものとす

○金高記載なきも證書面に標記しある價額の單位又は其他の記載事項に依り其金高を算出することを得るものは其總金額を以て記載金高と看做す

●爲替手形約束手形に印紙を貼用すること

○爲替手形、約束手形は一通毎に其記載金高五圓以上のものに限り左の割合を以て印紙稅を納むべし

一金高二千圓未滿　印紙稅貳錢

○印紙貼用心得

一金高二千圓以上　百二　印紙稅拾錢

●印紙を貼用すべき證書及帳簿

○左に掲ぐる證書、帳簿に關しては證書は一通毎に帳簿は一冊一年以内の附込に對し下に定むる所の印紙稅を納むべし

一委任狀	印紙稅壹錢
一銀行預金證書	印紙稅貳錢
一船荷證券	印紙稅貳錢
一運送貨物引換證	印紙稅貳錢
一倉荷預證券	印紙稅貳錢
一倉荷質入證券	印紙稅貳錢
一保險證券	印紙稅貳錢
一株券	印紙稅貳錢
一債券	印紙稅貳錢
一株式申込證	印紙稅貳錢
一地上權、永小作權地役權に關する證書	印紙稅貳錢
一使用、貸借、賃貸借、雇傭、寄託、定期金に關する契約證書	印紙稅貳錢
一定款及組合契約書	印紙稅貳錢
一權利の變更に關する證書	印紙稅貳錢
一追認承認に關する證書	印紙稅貳錢
一物品切手	印紙稅貳錢
一賣買仕切書	印紙稅貳錢
一送狀	印紙稅貳錢
一受取證	印紙稅貳錢
一金高記載なき證書	印紙稅貳錢
一擔保品差入證書擔保品預證書	印紙稅貳錢
一通帳	印紙稅貳錢
一判取帳	印紙稅貳拾錢

●印紙を貼用するに及ばざる諸帳簿及證書

○左に掲ぐる證書帳簿に關しては印紙稅を納むることを要せず

一官廳又は公署より發する證書、帳簿

●印紙を貼用するに及ばざる諸帳簿及證書　百三

一官廳又は公署に職を奉ずる者の職務上發する證書、帳簿
一國庫金の取扱に關し發する證書
一慈善又は公共事業の爲にする金員物件の寄附に關し人民より官廳若くは公署に提出する證書
一俸給、給料、歲費、手當金、賞與金、年金恩給金、扶助料、旅費及救恤金の受取書
一小切手
一金高五圓未滿の爲替手形、約束手形
一營業に關せざる受取書
一金高五圓未滿若くは金高記載なき送狀、受取書、又は賣賞仕切書
一主たる債務の證書に併記したる擔保契約
一證券の裏書及手形の裏面に記載したる受取書
一株券債券の讓渡を證明すべき裏面記載
一手形の引受保證
一手形及證券の拒絕證書
一手形及證券の複本謄本

○印紙稅は證書、帳簿に印紙を貼用して納むるものとす但し爲替手形、約束手形、船荷證券運送貨物引換證、倉荷預證券、倉荷質入證券、保險證券、株券、債券は印紙稅額に相當する現金を政府に納付して稅印の押捺を受け印紙貼用に代ふることを得

○一冊の帳簿を一年以上使用するときは別帳簿を調製したるものと看做す

○證書に外國貨幣を以て員數を記載するときは內國貨幣に換算したる金高に相當する印紙を貼用すべし

○印紙を貼用するときは證書又は帳簿の紙面と印紙の彩紋とにかけて證書又は帳簿作成者の印章又は署名を以て判明に之を消すべし

○印紙を貼用すべき帳簿、賣買仕切書送狀は當該官吏之を檢查することあるべし

○證書帳簿に相當印紙を貼用せず又は第六條但書に依り稅印の押捺を受けざるものは脫稅高二十倍の科料又は罰金に處す

○第十條の檢查を拒みたる者は二十圓以下の罰金に處す

○第九條に違背したる者は一圓九十五錢以下の科料に處す

○此の法律を犯したる者には刑法の不論罪、減輕、再犯加重、數罪俱發の例を用ゐず

商法第四編手形法の條文

(注意)總て手形法と言ひば商法第四編第四百三十四條より第五百三十七條までを言のである其中第四百四十五條より第五百廿四條までは爲替手形に付ての規定とす又第五百廿五條より第五百廿九條までは約束手形に付ての特別規定なり又第五百三十條より第五百三十七條までは小切手に關して特に定まられたる條文なり替爲手形の規定にして約束手形及小切手の規定と相抵觸せざるものに限り之れを約束手形及び小切手に準用することゝ定められたり乃ち之れより以下各條文の頭に約束又は小切手なる文字の記してあるのは爲替手形に付て定められたる條文を約束手形及び小切手に準用すべき箇條を示したるものと知るべし從て此の文字の記しある條文の外は約束手形にも小切手にも應用することのできぬものと知るべし最も第四百三十四條より第四百四十四條までは爲替手形にも約束手形及小切手にも共に適用すべき總則規定なりとす

手形法

○第一章　總則

第四百三十四條　本法に於て手形とは爲替手形、約束手形及び小切手を謂ふ

第四百三十五條　手形に署名したる者は其手形の文言に從ひて責任を負ふ

第四百三十六條　代理人が本人の爲めにすることを記載せずして手形に署名したるときは本人は手形上の責任を負ふことなし

第四百三十七條　僞造又は變造したる手形に署名したる者は其僞造又は變造したる手形の文言に從ひて責任を負ふ

變造したる手形に署名したる者は變造前に署名したるものと推定す

僞造者、變造者及び惡意又は重大なる過失に因り僞造又は變造したる手形を取得したる者は手形上の權利を有せず

第四百三十八條　無能力者が手形より生じたる債務を取消したるときと雖も他の手形上の權利義務に影響を及ぼさず

第四百卅九條　本編に規定なき事項は之を手形に記載するも手形上の效力を生せず

第四百四十條　手形の債務者は本編に規定なき事由を以て手形上の請求を爲す者に對抗するをゝ得ず但直接に之に對抗することを得べき事由は此限に在らず

第四百四十一條　何人と雖も惡意又は重大なる過失なくして手形を取得したる者に對し其手形の返還を請求することを得ず

第四百四十二條　手形の引受又は支拂を求むる爲にする呈示、拒絶證書の作成其他手形上の權利の行使又は保全に付き利害關係人に對して爲すべき行爲は其營業所若し營業所なきときは其住所又は居所に於て之を爲すことを要す但其者の承諾あるときは他の場所に於て之を爲すことを妨げず

利害關係人の營業所、住所又は居所又は公署に問合を爲すことを要す若し問合を爲すも營業所、住所又は居所が知れざるときは拒絶證書を又は執達吏は其他の官署又は公署に於て拒絶證書を作ることを得

第四百四十三條　引受人又は約束手形の振出人に對する債權は滿期日より三年所持人の其前者に對する償還請求權は支拂拒絶證書作成の日より六个月裏書人の其前者に對する償還請求權は償還を爲したる日より六个月を經過したるときは時效に因りて消滅す

第四百四十四條　手形より生じたる債權が時效又は手續の欠缺に因りて消滅したるときと雖も所持人は振出人又は引受人に對し其受けたる利益の限度に於て償還の請求を爲すことを得

○第二章　爲替手替

第一節　振出

第四百四十五條　爲替手形には左の事項を記載し振出人之に署名することを要す

一　其爲替手形たることを示すべき文字

二　一定の金額

三　支拂人の氏名又は商號

四　受取人の氏名又は商號

五　單純なる支拂の委託

六　振出の年月日

七　一定の滿期日

八　支拂地

（約束小切手）第四百四十六條　爲替手形の主たる部分に記載したる金額が他の部分に記載したる金額と異なるときは主たる部分に記載したる金額を以て手形金額とす

第四百四十七條　振出人は自己を受取人又は支拂人と定むることを得

第四百四十八條　振出人は爲替手形に其支拂地に於ける豫備支拂人を記載することを得

（約束）第四百四十九條　爲替手形は其金額三十圓以上のものに限り之を無記名式と爲すことを得

（約束）第四百五十條　滿期日は左に掲げたる種類の一たることを要す

一　確定せる日

二　日附後確定せる期間を經過したる日

三　一覽の日

四　一覽後確定せる期間を經過したる日

（約束）第四百五十一條　振出人が爲替手形に滿期日を記載せざりしときは一覽の日を以て其爲替手形の滿期日とす

（小切手）第四百五十二條　振出人が爲替手形に支拂地を記載せざりしときは其爲替手形に記載したる支拂人の住所地を以て其支拂地とす

（約束）第四百五十三條　支拂地が支拂人の住所地と異なるときは他人を以て支拂擔當者として爲替手形に記載することを得

（約束）第四百五十四條　振出人は爲替手形に其支拂地に於ける豫備支拂人を記載することを得

第二節　裏書

（小切手準約束）第四百五十五條　爲替手形は其記名式なるときと雖も裏書に依りて之を讓渡することを得但振出人が裏書を禁ずる旨を記載したるときは此限に在らず

（約束）第四百五十六條　振出人、引受人又は裏書人が裏書に依りて爲替手形を讓受けたるときは更に裏書に依りて之を讓渡することを得

（小切手準約束）第四百五十七條　裏書は爲替手形其謄本又は補箋に被裏書人の氏名又は商號及び裏書の年月日を記載し裏書人署名するに依りて之を爲すことを得此場合に於ては爾後爲替手形は裏書人の署名のみに依りて之を讓渡することを得

第四百五十八條　裏書人は裏書を爲すに當たり支拂地に於ける豫備支拂人を記載することを得

（小切手準約束）第四百五十九條　裏書人は裏書を爲すに當たり手形上の責任を負はざる旨を記載することを得

○商法第四編手形法

（約束小切手）第四百六十條　裏書人が裏書を爲すに當たり爾後裏書を禁ずる旨を記載したるときは其裏書人は被裏書人の後者に對して手形上の責任を負ふことなし

（約束小切手）第四百六十一條　裏書人が其署名のみを以て裏書を爲したるときは所持人は自己を其被裏書人と爲すことを得

（約束小切手）第四百六十二條　支拂拒絶證書作成の期間經過の後所持人が裏書を爲したるときは被裏書人は裏書人の有したる權利のみを取得す此場合に於ては其裏書人は手形上の責任を負ふことなし

（約束小切手）第四百六十三條　所持人は裏書に依りて爲替手形の質入を爲し又は其取立の委任を爲すことを得此場合に於ては裏書に其目的を附記することを要す

前項の場合に於て被裏書人は同一の目的を以て更に裏書を爲すことを得

（約束小切手）第四百六十四條　裏書ある爲替手形の所持人は其裏書か連續するに非ざれば其權利を行ふことを得但署名のみを以て爲したる裏書あるときは次の裏書人は其裏書に因りて爲替手形を取得したるものと看做す

第三節　引受

第四百六十五條　所持人は何時にても爲替手形を支拂人に呈示して其引受を求むることを得

第四百六十六條　一覽後定期拂の爲替手形の所持人は其日附より一年内に爲替手形を支拂人に呈示して其引受を求むることを要す但振出人は之より短き呈示期間を定むることを得

第四百六十七條　所持人が拒絶證書に依り前項に定めたる呈示を爲したることを證明せざるときは其前者に對する手形上の權利を失ふ

第四百六十七條　所持人が一覽後定期拂の爲替手形を呈示したる場合に於て支拂人が其引受を爲さず又は引受の日附を爲替手形に記載せざりしときは所持人は呈示期間内に拒絶證書を作らしむることを要す此場合に於ては其拒絶證書作成の日を以て呈示の日と看做す

所持人が拒絶證書を作らしめざりしときは其前者に對する手形上の權利を失ふ

引受人が引受の日附を記載せざりし場合に於て所持人が拒絶證書を作らしめざりしときは呈示の日と看做す

第四百六十八條　引受は爲替手形に其旨を記載し支拂人署名するに依りて之を爲す

支拂人が爲替手形に署名したるときは其引受を爲したるものと看做す

○商法第四編手形法

第四百六十九條　支拂人は手形金額の一部に付き引受を爲すことを得
前項の場合を除く外支拂人が爲替手形の單純なる引受を爲さゝりしときは其引受を拒絶したるものと看做す但引受人は其引受の文言に從ひて責任を負ふ
第四百七十條　支拂人は爲替手形の引受に因り滿期日に於て其引受けたる金額を支拂ふ義務を負ふ
（約束）第四百七十一條　引受人が爲替手形の支拂を爲さゝりし場合に於て其所持人又は償還を爲したる裏書人若くは振出人に對して支拂ふべき金額は第四百九十一條又は第四百九十二條の規定に依りて之を定む
第四百七十二條　支拂地が支拂人の住所地と異なる場合に於て振出人が爲替手形に支拂擔當者を記載せざりしときは支拂人は其引受を爲すに當たり之を記載することを得若し支拂人が之を記載せざりしときは支拂地に於て自ら支拂を爲す責に任ず
前項の場合に於て振出人は爲替手形に其引受を求むる爲め之を呈示すべき旨を記載することを得此場合に於て所持人が拒絶證書に依り其呈示を爲したることを證明せざるときは其前者に對する手形上の權利を失ふ

第四百七十三條　支拂人は引受を爲すに當たり爲替手形に其支拂地に於ける支拂の場所を記載することを得

第四節　擔保の請求

第四百七十四條　支拂人が爲替手形の引受を爲さゝりしときは所持人は其前者に對し手形金額及び費用に付き相當の擔保を請求することを得
支拂人が手形金額の一部に付き引受を爲したるときは所持人は其殘額及び費用に付き相當の擔保を請求することを得
第四百七十五條　爲替手形の所持人が前條の請求を爲さんと欲するときは引受拒絶證書を作らしめ且擔保を供せしめんと欲する者に對し遲滯なく擔保請求の通知を發することを要す
第四百七十六條　裏書人が其後者より前條の通知を受けたるときは其前者に對し其擔保すべき金額及び費用に付き相當の擔保を請求することを得
前者の場合に於て裏書人は擔保を供せしめんと欲する者に對し遲滯なく擔保の請求の通知を發することを要す
第四百七十七條　前三條の規定に依りて擔保の請求を受けたる者は遲滯なく引受拒

絕證書と引換に相當の擔保を供することを要す但擔保に代へて相當の金額を供託することを得

第四百七十八條　前者が擔保を供し又は供託を爲したるときは其後者全員に對して之を爲したるものと看做す

其後者全員に對して之を爲したるときは其後者全員の爲め且所持人又は裏書人が第四百七十五條又は第四百七十六條第二項の通知を發したるときは其通知を受くる者の後者全員の爲めにしたるものと看做す

第四百七十九條　左の場合に於ては第四百七十七條の規定に依りて供したる擔保は其效力を失ひ又供託したる金額は之を取戻すことを得

一　後日に至り爲替手形の單純なる引受ありたるとき

二　手形金額及び費用の支拂ありたる者又は其前者が償還を爲したるとき

三　擔保を供し若くは供託を爲したる者が滿期日より一年內に償還の請求を受けさりしとき

四　手形上の權利が時效又は手續の欠缺に因りて消滅したるとき

五　擔保を供し又は供託を爲したる者が破產の宣告を受けたる場合に於て相當の擔保を供せざるとき

（約束）第四百八十條　引受人か破產の宣告を受けたるときは所持人は豫備支拂人の引受を求ひることを得但拒絕證書を作らしめ且遲滯なく豫備支拂人に對して其通知を發することを要す

豫備支拂人なきとき又は豫備支拂人が單純なる引受を爲さゝりしときは所持人は其前者に對して相當の擔保を請求することを得此場合に於ては第四百七十四條乃至第四百七十八條の規定を準用す

（約束）第四百八十一條　左の場合に於ては前條第二項の規定に依りて供したる擔保は其效力を失ひ又供託したる金額は之を取戻すことを得

一　豫備支拂人が後日に至り單純なる引受を爲したるとき

二　引受人が後日に至り相當の擔保を供したるとき

三　第四百七十九條第二號乃至第五號の場合

第五節　支拂

（約束）第四百八十二條　一覽拂の爲替手形の所持人は其日附より一年內に爲替手形を呈示して其支拂を求ひることを要す但振出人は之より短き呈示期間を定ひることを得所持人が拒絕證書に依り前項に定めたる呈示を爲したることを證明せざるときは其前者に對する手形上の權利を失ふ

○商法第四編手形法

（約束小切手）第四百八十三條　支拂は爲替手形と引換に非されば之を爲すことを要せず

支拂を爲す者は所持人をして爲替手形に其支拂を受けたる旨を記載せしめ且之に署名せしむることを得

（約束小切手）第四百八十四條　手形金額の全部に付き引受ありたるときと雖も所持人は其一部の支拂を拒むことを得ず

一部の支拂ありたるときは所持人は其旨を爲替手形に記載し且其謄本を作り署名の後之を交付することを要す

（約束）第四百八十五條　爲替手形の支拂の請求なきときは引受人は支拂拒絶證書作成の期間經過の後手形金額を供託して其債務を免るゝことを得

第六節　償還の請求

（約束小切手）第四百八十六條　支拂人が爲替手形の支拂を爲さゞりしときは所持人は其前者に對して償還の請求を爲すことを得

（約束小切手）第四百八十七條　所持人が前條の請求を爲さんと欲するときは支拂を求むる爲め爲替手形を支拂人に呈示し、若し手形金額の支拂なきときは滿期日又は其後二日内に支拂拒絶證書を作らしめんと欲する者に對し拒絶證書作成の翌日までに償還請求の通知を發することを要す

（約束）第四百八十八條　裏書人が其後者より前條第一項の通知を受けたるときは其前者に對して償還の請求を爲すことを得

前項の場合に於て裏書人は償還を爲さんと欲する者に對し自己が通知を受けたる日の翌日までに償還請求の通知を發することを要す

（約束小切手）第四百八十九條　爲替手形の所持人は支拂拒絶證書を作らしめざりしときと雖も其作成を免除したる者に對しては手形上の權利を失ふことなし

所持人が支拂拒絶證書を作らしめたるときは其作成を免除したる者と雖も其費用を償還する義務を免るゝことを得ず

（約束）第四百九十條　支拂地が支拂人の住所地と異なる場合に於て所持人が償還の請求を爲さんと欲するときは支拂擔當者に、若し爲替手形に支拂擔當者の記載なきときは支拂地に於て支拂人に爲替手形を呈示して其支拂を求むることを要す此場合に於て支拂擔當者又は支拂人が支拂を爲さゞりしときは所持人は支拂地に於て第四

○商法第四編手形法

百八十七條第一項の規定に從ひ支拂拒絶證書を作らしめ且償還請求の通知を發することを要す

爲替手形に支拂擔當者の記載ある場合に於て所持人が前項に定めたる手續を爲さざりしときは引受人に對しても手形上の權利を失ふ

（約束小切手）第四百九十一條　爲替手形の所持人は左の金額に付き償還の請求を爲すことを得

一　支拂あらざりし手形金額及び滿期日以後の法定利息

二　拒絶證書作成の手數料其他の費用

前項の金額は償還の請求を受くる者の住所地が支拂地と異なる場合に於ては支拂地より償還の請求を受くる者の住所地に宛て振出したる一覽拂の爲替手形の相場に依りて之を計算す若し支拂地に於て其相場なきときは償還の請求を受くる者の住所地に最も近き地に宛て振出したる一覽拂の爲替手形の相場に依る

（約束小切手）第四百九十二條　償還の請求を受けたる裏書人は左の金額に付き償還の請求を爲すことを得

一　其支拂ひたる金額及び支拂の日以後の法定利息

二　其支出したる費用

前條第二項の規定は前項の場合に之を準用す

（約束）第四百九十三條　爲替手形の所持人又は裏書人は償還の請求を爲す爲め其前者を支拂人として更に爲替手形を振出すことを得

（約束）四百九十四條　所持人又は裏書人が前條の規定に依りて振出す爲替手形は償還の請求を受くる者の住所地を以て其支拂地と定めたる一覽拂のものたることを要す

所持人が振出す爲替手形には本爲替手形の支拂地を以て振出地と定め裏書人が振出す爲替手形には其住所地を以て振出地と定むることを要す

（約束小切手）第四百九十五條　償還は爲替手形、支拂拒絶證書及び償還計算書と引換に非されは之を爲すことを要せず

償還を爲す者は之を受くる者をして償還計算書に償還を受けたる旨を記載せしめ且之に署名せしむることを得

（約束小切手）第四百九十六條　第四百七十八條第二項の規定は償還の請求に之を準用す

第七節　保證

（約束）第四百九十七條　爲替手形より生したる債務を保證する爲め爲替手形其謄本又は補箋に署名したる者は其債務が無効なるときと雖も主たる債務者と同一の責任を負

○商法第四編手形法

（約束）第四百九十八條　何人の爲めに保證を爲したるか分明ならざるときは其保證は引受人の爲めに之を爲したるものと看做す但未た引受あらざりしときは振出人の爲めに之を爲したるものと看做す

（約束）第四百九十九條　保證人が其債務を履行したるときは所持人が主たる債務者に對して有せし權利及び主たる債務者が其前者に對して有すべき權利を取得す

第八節　參加引受

第一款　參加引受

第五百條　爲替手形の所持人が引受拒絶證書を作らしめたる場合に於て豫備支拂人あるときは其豫備支拂人に引受を求めたる後に非ざれば其前者に對して擔保を請求することを得ず

豫備支拂人が引受を爲さゞりしときは所持人は其旨を引受拒絶證書に記載せしむることを要す

第五百一條　爲替手形の所持人は豫備支拂人に非ざる者の參加引受を拒むことを得

第五百二條　參加引受を爲さんとする者數人あるときは所持人は其選擇に從ひ其一人をして引受を爲さしむることを得

第五百三條　參加引受は爲替手形に其旨を記載し參加引受人署名するに依りて之を爲す

參加引受人が爲替手形に被參加人を定めざりしときは其引受は振出人の爲めに之を爲したるものと看做す

第五百四條　所持人は引受拒絶證書に參加引受ありたる旨を記載せしめ且其證書作成の費用の支拂と引換に之を參加引受人に交付することを要す

參加引受人は遲滯なく前項の拒絶證書を被參加人に送付することを要す

第五百五條　參加引受人は支拂人か手形金額の支拂を爲さゞる場合に於て被參加人の後者に對し支拂あらさりし手形金額及び費用を支拂ふ義務を負ふ但所持人が滿期日又は其後二日內に支拂を求むる爲め爲替手形を參加引受人に呈示せざるときは參加引受人は其義務を免る

第五百六條　爲替手形の所持人其他被參加人の後者は參加引受に因りて擔保を請求する權利を失ふ

第五百七條　被參加人は其前者に對して擔保を請求することを得此場合に於ては第

四百七十五條乃至第四百七十九條の規定を準用す

第二款　參加支拂

（約束）第五百八條　爲替手形の所持人が支拂拒絶證書を作らしめたる場合に於て豫備支拂人又は參加引受人あるときは所持人は滿期日又は其後二日内に參加引受人に、若し參加引受人なきとき又は參加引受人が支拂を爲さゞりしときは豫備支拂人に爲替手形を呈示して其支拂を求めたる後に非されば其前者に對して償還の請求を爲すことを得ず

參加引受人又は豫備支拂人が支拂を爲さゞりしときは所持人は其旨を支拂拒絶證書に記載せしむることを要す

所持人が前二項に定めたる手續を爲さゞりしときは豫備支拂人を指定したる者又は被參加人及び其後者に對する手形上の權利を失ふ

（約束）第五百九條　爲替手形の所持人は豫備支拂人又は參加引受人に非ざる者の參加支拂と雖も之を拒むことを得ず若し之れを拒みたるときは被參加人及び其後者に對する手形上の權利を失ふ

（約束）第五百十條　參加支拂を爲さゞりしときは所持人は最も多數の者をして債務を免れしむる效力を有する支拂を受くることを要す

（約束）第五百十一條　豫備支拂人又は參加引受人に非ざる參加支拂人が被參加人を示さゞりしときは其支拂は支拂人の爲めに之を爲したるものと看做す

（約束）第五百十二條　所持人は支拂拒絶證書に參加支拂ありたる旨を記載せしめ且手形金額及び費用の支拂と引換に其拒絶證書及び爲替手形を參加支拂人に交付することを要す

（約束）第五百十三條　參加支拂人が支拂を爲したるときは引受人、被參加人及び其前者に對する所持人の權利を取得す

第九節　拒絶證書

（約束小切手）第五百十四條　拒絶證書は爲替手形の所持人の請求に因り公證人又は執達吏之を作る

（約束小切手）第五百十五條　拒絶證書には左の事項を記載し公證人又は執達吏之に署名することを要す

一　爲替手形、其謄本及び補箋に記載したる事項

二　拒絶者及び被拒絶者の氏名又は商號

三　拒絶者に對して爲したる請求の趣旨及び拒絶者か其請求に應せざりしこと又は拒絶者に面會すること能はさりし理由

四　前號の請求を爲し又は之を爲すこと能はざりし地及び年月日

五　拒絶者の營業所、住所又は居所が知れざる場合に於て其地の官署又は公署に問合を爲したること

六　法定の場所外に於て拒絶證書を作るときは拒絶者が之を承諾したること

七　參加引受又は參加支拂あるときは參加の種類及び參加人竝に被參加人の氏名又は商號

（約束）第五百十六條　數人に對して手形上の請求を爲すべきときは其請求に付き一通の拒絶證書を作らしむるを以て足る

（約束小切手）第五百十七條　公證人又は執達吏か拒絶證書を作りたるときは其帳簿に其證書の全文を記載することを要す

拒絶證書が滅失したるときは利害關係人は其謄本の交付を請求することを得此謄本は原本と同一の効力を有す

第十節　爲替手形

第五百十八條　爲替手形の所持人は振出人に對して其爲替手形の複本の交付を請求することを得但所持人が受取人に非ざるときは順次に其前者を經由して之を請求することを要す

振出人が爲替手形の複本を作りたるときは客裏書人は各通に其裏書を爲すことを要す

第五百十九條　爲替手形の複本に其複本たることを示さゝるときは其各通は獨立の爲替手形として其效力を有す

第五百二十條　爲替手形の複本を作りたる場合に於て其一通の支拂ありたるときは他の各通は其效力を失ふ但引受あるものは此限に在らす

二人以上に各別に數通の爲替手形の裏書を爲したる者又は數通の爲替手形に引受を爲したる者は支拂の時に於て返還あらざりし各通に付き手形上の責任を免るゝことを得

第五百二十一條　爲替手形の複本の所持人が引受を求むる爲め其一通を送付したるときは他の各通に其送付先を記載することを要す

前項の記載ある爲替手形の所持人は引受を求むる爲めに送付したる一通の爲替手

形を受取りたる者に對して其返還を請求することを得若し其者か之を返還せざるときは拒絶證書に依り其事實及び他の一通又は數通の爲替手形を以て引受又は支拂を受くること能はざりしことを證明するに非されは其前者に對して擔保又は償還の請求を爲すことを得

（約束）第五百二十二條　爲替手形の所持人は其謄本を作ることを得

爲替手形の謄本に或事項を記載したるときは其事項と原本に記載したる事項とを區別することを要す

第五百二十三條　所持人が爲替手形の引受を求むる爲め其原本を送付したる場合に於て其謄本を作りたるときは之に其原本の送付先を記載することを要す

前項の記載ある謄本の所持人は原本を受取りたる者に對して其返還を請求することを得

第五百二十四條　引受を求むる爲めに送付したる爲替手形を受取りたる者が之を返還せざる場合に於て其謄本の所持人が拒絶證書に依りて其事實を證明するときは謄本に署名したる者に對して擔保の請求を爲し又謄本に記載したる滿期日が到來したる後は償還の請求を爲すことを得

○第三章　約束手形

第五百二十五條　約束手形には左の事項を記載し振出人之に署名することを要す

一　其約束手形たることを示すべき文字
二　一定の金額
三　受取人の氏名又は商號
四　單純なる支拂の約束
五　振出の年月日
六　一定の滿期日
七　振出地

第五百二十六條　振出人が約束手形に支拂地を記載せざりしときは振出地を以て其支拂地とす

第五百二十七條　一覽後定期拂の約束手形の所持人は其日附より一年内に振出人に對し約束手形を呈示することを要す但振出人は之より短き呈示期間を定むることを得

所持人が拒絶證書に依り前項に定めたる呈示を爲したることを證明せざるときは振出人以外の前者に對する手形上の權利を失ふ

○商法第四編手形法

第五百二十八條　所持人が一覽後定期拂の約束手形を呈示したる場合に於て振出人が呈示を受けたる旨又は其日附を約束手形に記載せざりしときは所持人は呈示期間内に拒絶證書を作らしむることを要す此場合に於ては其拒絶證書作成の日を以て呈示の日と看做す

所持人が拒絶證書を作らしめざりしときは振出人以外の前者に對する手形上の權利を失ふ

振出人が呈示の日附を記載せざりし場合に於て所持人が拒絶證書を作らしめざりしときは呈示期間の末日を以て呈示の日と看做す

第五百二十九條　第四百四十六條、第四百四十九條乃至第四百五十一條、第四百五十三條乃至第四百五十九條、第四百六十四條、第四百七十一條、第四百八十條乃至第四百九十九條、第五百八條乃至第五百十七條及び第五百二十二條の規定は約束手形に之を準用す

○第四章　小切手

第五百三十條　小切手には左の事項を記載し振出人之に署名することを要す

一　其小切手たることを示すべき文字

二　一定の金額

三　支拂人の氏名又は商號

四　受取人の氏名若くは商號又は所持人に支拂ふべきこと

五　單純なる支拂の委託

六　振出の年月日

七　支拂地

第五百三十一條　小切手の振出人は自己を受取人と定むることを得

第五百三十二條　小切手は一覽拂のものとす

第五百三十三條　小切手の所持人は其日附より一週間内に小切手を呈示して其支拂を求むることを要す

所持人が前項に定めたる呈示を爲さゞりしときは其前者に對して償還の請求を爲すことを得

第五百三十四條　小切手の所持人が其前者に對して償還の請求を爲すには支拂拒絶證書の作成に代へ支拂人をして前條第一項に定めたる期間内に支拂拒絶の旨及び其年月日を小切手に記載せしめ且之に署名せしむるを以て足る

○商法第四編手形法

第五百三十五條　小切手の振出人又は所持人が其表面に二條の平行線を畫き其線内に銀行又は之と同一の意義を有する文字を記載したるときは支拂人は銀行に對してのみ支拂を爲すことを得

振出人又は所持人が平行線内に特定せる銀行の商號を記載したるときは支拂人は其銀行に對してのみ支拂を爲すことを得但其銀行が其商號を抹消して他の銀行の商號を記載し之に取立の委任を爲すことを妨げす

第五百三十六條　左の塲合に於ては振出人は五圓以上千圓以下の過料に處せらる

一　資金なく又は信用を得ずして小切手を振出したるとき

二　小切手に虚僞の日附を記載したるとき

第五百三十七條　第四百四十六條、第四百五十二條、第四百五十五條、第四百五十七條、第四百五十九條乃至第四百六十二條、第四百六十四條、第四百八十三條、第四百八十四條、第四百八十六條乃至第四百八十九條、第四百九十一條、第四百九十二條、第四百九十五條、第四百九十六條、第五百十四條、第五百十五條及び第五百十七條の規定は小切手に之を準用す

明治三十四年六月十二日印刷
明治三十四年六月十八日發行

定價金四拾五錢

著者兼發行者　大阪市西區京町堀上通四丁目百十二番屋敷　和田猛造

印刷者　大阪市南區西清水町二百二十三番屋敷　浩進舍活版所　井下幸三郎

發賣元　大阪市東區心齋橋通備後町四丁目　梅原龜七

同　丸善株式會社書店出張所

同　大阪市西區京町堀通り二丁目　中村龍文堂

同　大阪市東區心齋橋通盤町北へ入ル　矢島誠進堂

著者ノ印形押捺ナキモノハ偽版ナリ
不許復製
孟造

法律資料第一號
29.10.2 9
調查立法考查局

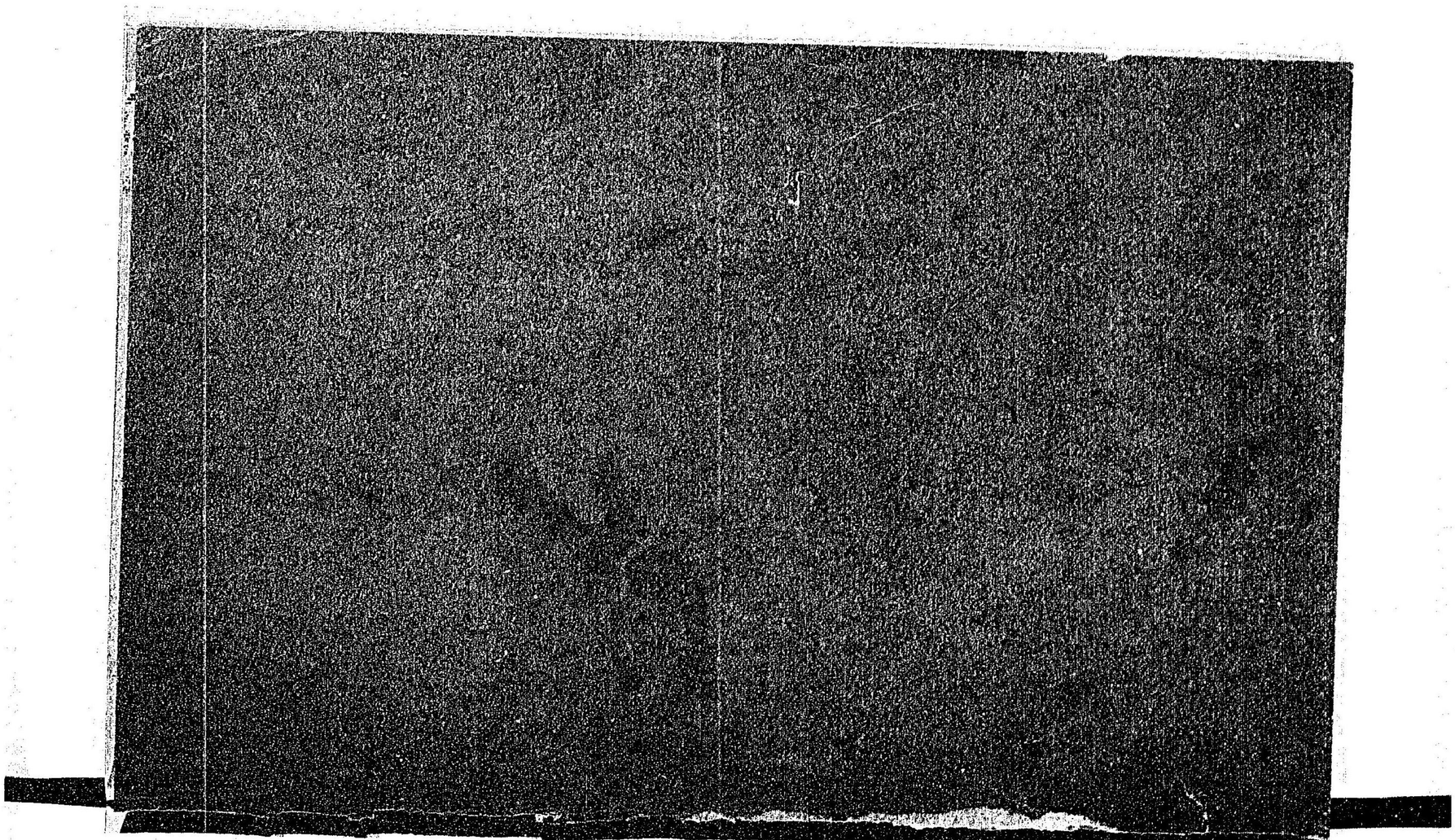

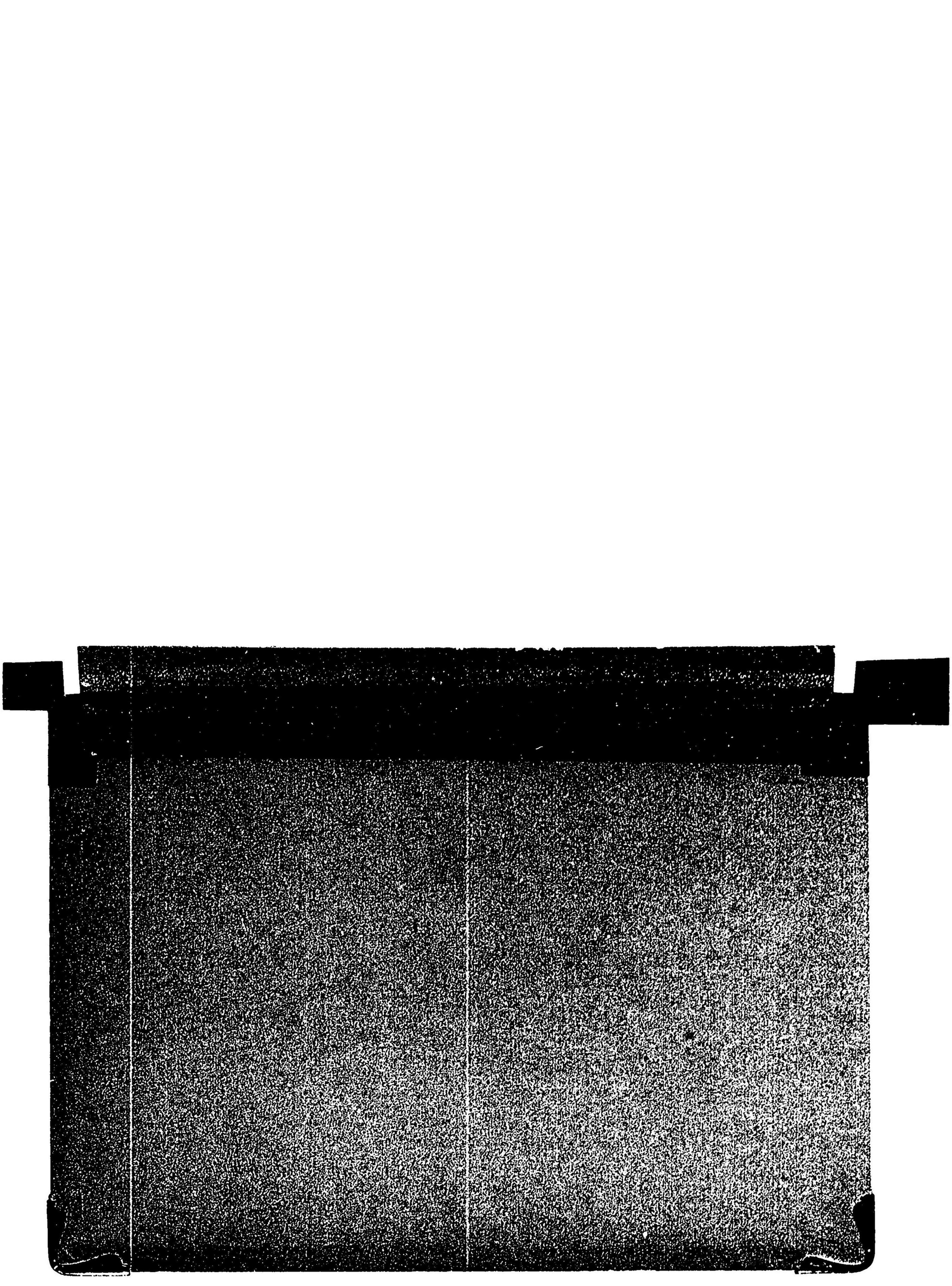

325.61
W22t

手形小切手取扱心得

国立国会図書館

035296-000-9

325.61-W22t

手形小切手取扱心得

和田　猛造／著

M34
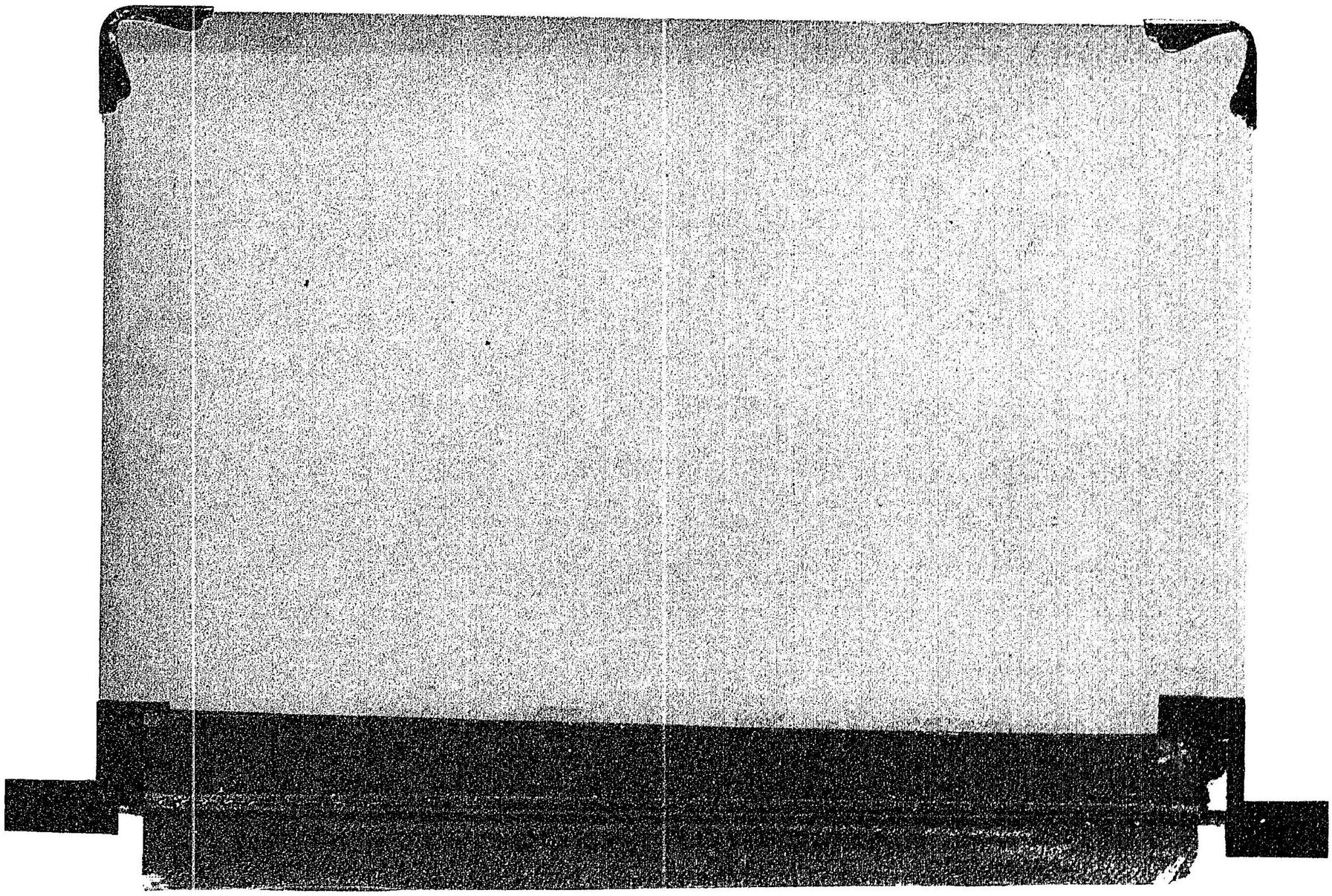
BBO-0465